

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年6月20日
【事業年度】 第100期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】 参天製薬株式会社
【英訳名】 SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 黒川 明
【本店の所在の場所】 大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
【電話番号】 06(6321)7332
【事務連絡者氏名】 財務・管理本部長
越路 和朗
【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
【電話番号】 06(6321)7332
【事務連絡者氏名】 財務・経理グループマネージャー
畑上 史朗
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	103,394	101,618	110,594	110,812	114,416
経常利益 (百万円)	20,702	15,935	29,862	31,484	27,780
当期純利益 (百万円)	12,650	10,123	18,722	21,333	17,160
包括利益 (百万円)	-	-	-	19,796	16,966
純資産額 (百万円)	127,118	125,368	137,603	156,404	164,861
総資産額 (百万円)	156,547	151,012	166,878	184,801	198,801
1株当たり純資産額 (円)	1,494.48	1,472.32	1,614.08	1,793.15	1,887.81
1株当たり当期純利益 (円)	146.15	119.08	220.10	249.71	196.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	145.94	118.97	219.85	249.42	196.76
自己資本比率 (%)	81.1	82.9	82.3	84.5	82.8
自己資本利益率 (%)	9.9	8.0	14.3	14.5	10.7
株価収益率 (倍)	15.9	23.0	12.7	13.3	17.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,468	11,849	26,110	17,769	21,483
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,083	5,619	829	7,676	10,272
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,415	11,373	6,753	1,570	8,559
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	51,669	45,956	64,348	72,482	75,035
従業員数 (名)	2,483	2,690	2,756	2,867	3,053
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	94,029	93,803	100,528	99,514	103,200
経常利益 (百万円)	21,306	16,844	29,000	29,604	27,776
当期純利益 (百万円)	9,540	12,056	17,947	18,534	16,502
資本金 (百万円)	6,418	6,457	6,538	6,614	6,694
発行済株式総数 (千株)	86,866	86,916	86,992	87,053	87,146
純資産額 (百万円)	128,037	130,905	142,643	159,602	168,089
総資産額 (百万円)	155,313	154,154	168,787	185,394	196,427
1株当たり純資産額 (円)	1,505.30	1,537.44	1,673.32	1,829.89	1,924.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	80.00 (40.00)	80.00 (40.00)	80.00 (40.00)	90.00 (40.00)	100.00 (50.00)
1株当たり当期純利益 (円)	110.21	141.82	210.98	216.94	189.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	110.06	141.69	210.74	216.69	189.21
自己資本比率 (%)	82.4	84.8	84.4	85.9	85.4
自己資本利益率 (%)	7.3	9.3	13.1	12.3	10.1
株価収益率 (倍)	21.1	19.3	13.3	15.3	18.7
配当性向 (%)	72.6	56.4	37.9	41.5	52.8
従業員数 (名)	1,847	1,908	1,914	1,924	1,927

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

2【沿革】

明治23年、田口謙吉が大阪市東区北浜に田口参天堂を創業し、風邪薬「ハカリ印ヘブリン丸」を発売しました。明治32年、当時の東京帝国大学病院の汎用処方为基础にして眼科薬を開発し「大学目薬」の商標で発売しました。これにより社業は飛躍的に伸展しましたので、大正3年、田口謙吉と三田忠幸を主たる出資者として合資会社参天堂を設立しました。なお、このときの代表社員は、田口謙吉、三田忠幸の2名でした。

大正14年7月、資本金1百万円で参天堂株式会社を設立、同年11月、合資会社参天堂を解散し、その営業権他一切を参天堂株式会社（社長は三田忠幸）に継承しました。

会社設立以降の主な変遷については、以下のとおりです。

年月	事項
昭和10 .	大阪市東淀川区下新庄町（現・東淀川区下新庄）に淀川工場（現・大阪工場）開設
19 .	本社（東区北浜（現・中央区北浜））を淀川工場敷地内に移転
20 . 3	営業内容を明確に表示するため商号に製薬の名称を入れ参天製薬株式会社に変更
33 . 6	新たに医療用医薬品発売を契機として商号を参天製薬株式会社と変更
38 . 11	大阪証券取引所市場第二部上場
39 . 4	東京証券取引所市場第二部上場
45 . 10	本社社屋を建設
52 . 10	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部上場
60 . 1	石川県羽咋郡志雄町（現・宝達志水町）に能登工場を開設
平成4 . 5	能登工場第2棟を増設
5 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパにサンテン・インク（現・連結子会社）を設立
6 . 11	参天物流㈱（連結子会社）を設立
8 . 4	中国・北京市に北京事務所を開設
8 . 4	奈良県生駒市に奈良R&Dセンター眼科研究所（現・奈良研究開発センター）を開設
8 . 7	滋賀県犬上郡多賀町に滋賀工場を開設
8 . 10	能登工場第3棟を増設
9 . 2	フィンランド・タンペレ市に医薬品製造会社サンテン・オイ（現・連結子会社）、オランダ・アムステルダム市に持株会社サンテン・ファーマシューティカル・ビーヴィを設立
9 . 3	フィンランドの眼科薬メーカー スターを買収
13 . 11	アメリカの眼科医療機器会社 アドバンスド・ビジョン・サイエンス・インク（現・連結子会社）を買収
14 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパに持株会社サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク（現・連結子会社）を設立
14 . 11	奈良研究開発センター北棟を増設
15 . 3	持株会社サンテン・ファーマシューティカル・ビーヴィ（連結子会社）を任意清算
15 . 9	滋賀工場第2棟が操業開始
17 . 9	中国・江蘇省・蘇州市に参天製薬（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立
19 . 2	参天物流㈱（連結子会社）を任意清算
20 . 11	奈良研究開発センターに製剤開発棟および新付属棟を増設
23 . 7	サンテン・ホールディングス・ユーエス・インクおよびサンテン・インクの本社所在地をアメリカ・カリフォルニア州・ナパからアメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市へ移転 インド・カルナータカ州・バンガロールにサンテン・インディア・プライベート・リミテッド（現・連結子会社）を設立
23 . 10	フランスの眼科医薬品会社 ノバガリ・ファーマ・エス・エー（現・ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス、連結子会社）を買収
24 . 3	オランダ・アムステルダム市に持株会社サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィ（現・連結子会社）を設立

3【事業の内容】

参天製薬グループは、当社と連結子会社14社（期末現在）により構成されており、「医薬品の製造・販売を中心とする医薬品事業」を主な事業として取り組んでいます。

参天製薬グループにおける当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けおよびセグメントとの関連は、次のとおりです。なお、セグメントと同一の区分です。

〔医薬品事業〕

[医療用医薬品]

国内においては、当社が医療用医薬品を製造または仕入れし、全国の代理店を通じて販売を行っています。

海外においては、欧州とロシアでは、主にサンテン・オイが製造を行い、自社および代理店を通じて販売を行っており、そのうち、ドイツでは、サンテン・ゲーエムベーハーが販売を、北欧の一部では、サンテンファーマ・エービーが販売支援を行っています。ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスは代理店を通じてフランス・イタリアを中心に販売を行っています。また、サンテン・オイ、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス、サンテン・ゲーエムベーハーは、臨床開発、医薬学術情報に係る調査分析等を実施しています。サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィは欧州事業の金融統括を行っていく予定です。

アジアのうち、中国では、参天製薬（中国）有限公司が医療用医薬品の製造・販売・臨床開発を行っています。韓国参天製薬(株)が韓国市場にて当社の製品を販売し、臨床開発も行っています。台湾参天製薬股?有限公司が台湾市場にて代理店を通じて当社の製品を販売しています。また、サンテン・インディア・プライベート・リミテッドがインドにて医薬品の市場調査を行っています。

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インクが、北米における医薬品の事業開発および北米子会社の管理・統括を行っており、サンテン・インクが臨床開発、事業開発、医薬学術情報に係る調査分析等を行っています。

また、当社およびサンテン・オイは、一部の医薬品の受託製造を行っています。

[一般用医薬品]

当社が一般用医薬品を製造し、全国の代理店を通じて販売を行っています。

〔その他事業〕

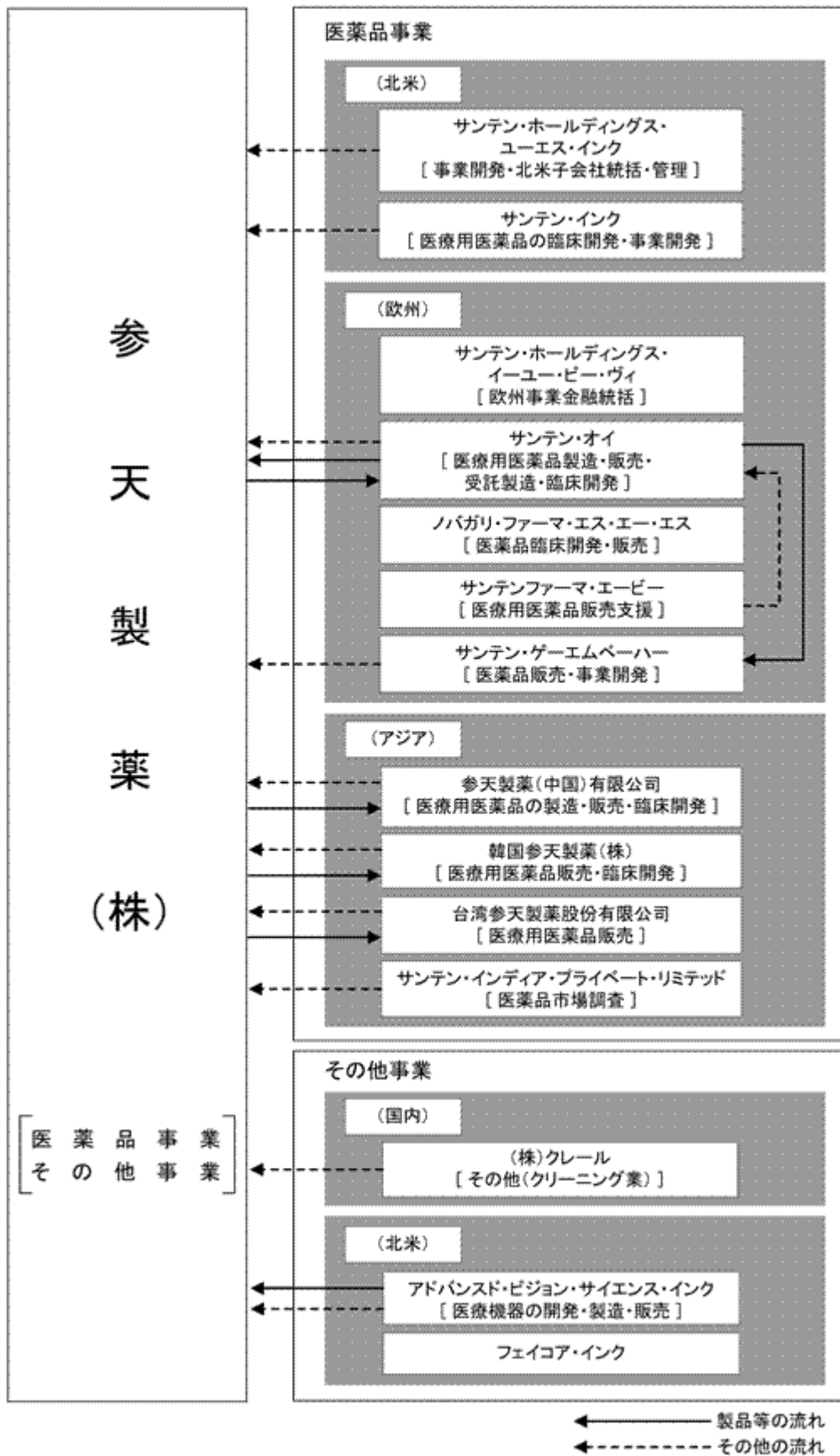
[医療機器]

当社が眼内レンズおよびその他の眼科関連医療機器の商品を輸入し、国内で販売を行っています。また、眼内レンズについては、主に、アドバンスド・ビジョン・サイエンス・インクが開発・製造した眼内レンズの販売を行っています。

[その他]

(株)クレールが、無塵・無菌服のクリーニング業を行っています。

以上の事業系統図の概略は下記のとおりです。



4【関係会社の状況】

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱クレール	滋賀県 犬上郡 多賀町	百万円 90	その他	100.0	当社が無塵・無菌服のクリーニングを委託しています。 役員の兼任 - 名
サンテン・ホールディングス ・ユーエス・インク	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 24,784	医薬品	100.0	当社が医薬品・医療機器の事業開発および北米子会社の統括・管理を委託しています。 役員の兼任 2名
サンテン・インク	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 8,765	医薬品	100.0 (100.0)	当社が医薬品の臨床開発および医薬学術情報に係る調査分析を委託しています。 役員の兼任 1名
アドバンスド・ビジョン・ サイエンス・インク	アメリカ カリフォルニア州 ゴレタ	千アメリカドル 10	その他	100.0 (100.0)	当社が医療機器を輸入しており、また当社が医療機器の研究開発を委託しています。 役員の兼任 1名
フェイコア・インク	アメリカ カリフォルニア州 サンルイスオビスポ	千アメリカドル 10	その他	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
サンテン・ホールディングス ・イーユー・ピー・ヴィ	オランダ アムステルダム市	千ユーロ 50	医薬品	100.0	役員の兼任 - 名
サンテン・オイ	フィンランド タンペレ市	千ユーロ 20,000	医薬品	100.0	当社が医薬品の輸出入、医薬品等の臨床開発の委託および欧米での製造販売権を付与しています。 役員の兼任 1名
ノバガリ・ファーマ・エス・ エー・エス	フランス エブリー市	千ユーロ 1,305	医薬品	100.0	役員の兼任 1名
サンテン・ゲーエムベーハー	ドイツ ゲルマリンク	千ユーロ 25	医薬品	100.0	当社が医薬学術情報に係る調査分析を委託しています。 役員の兼任 - 名
サンテンファーマ・エービー	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 500	医薬品	100.0	役員の兼任 - 名
参天製薬(中国)有限公司	中国 江蘇省 蘇州市	百万円 3,300	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出し、医療用医薬品の中国での製造販売権を付与しています。また当社が臨床開発を委託しています。 役員の兼任 1名
韓国参天製薬㈱	韓国 ソウル市	千韓国ウォン 9,000,000	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出しており、また当社が販売活動および臨床開発を委託しています。 役員の兼任 - 名
台湾参天製薬股?有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 42,000	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出しており、また当社が販売活動を委託しています。 役員の兼任 - 名
サンテン・インディア・プラ イベート・リミテッド	インド カルナータカ州 バンガロール	千インドルピー 48,500	医薬品	100.0 (0.1)	当社が医薬品の市場調査を委託しています。 役員の兼任 1名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。
 2 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク、サンテン・インク、サンテン・オイおよび参天製薬(中国)有限公司は特定子会社です。
 3 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
 4 有価証券届出書および有価証券報告書を提出している子会社はありません。
 5 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	2,909
その他事業	144
合計	3,053

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,927	40歳6ヶ月	14年7ヶ月	7,482

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	1,866
その他事業	61
合計	1,927

(注) 1 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

参天製薬グループでは、当社および連結子会社2社が労働組合を組織しています。

当社は、参天グループ従業員組合を組織し(組合員数 1,402名)、事務所を大阪市東淀川区下新庄に置く単一組合で、現在無所属であり、自主的に活動しています。また、サンテン・オイ(連結子会社)においては、工場に勤務する労働者、事務職の管理職員および事務職の一般職員が各々の労働組合を組織しています。参天製薬(中国)有限公司(連結子会社)においては、全社員で労働組合を組織しています。労使関係は相互によく理解し、協調の実をあげています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度の国内医療用眼科薬市場は、網膜疾患治療剤および角結膜疾患治療剤の伸長により、前連結会計年度と比べ拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、欧州・アジアでは堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、需要の減少により、前連結会計年度と比べ縮小しました。このような状況下、当連結会計年度の業績は、以下のとおり増収減益となりました。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前年度比(%)
売上高	110,812	114,416	3.3
営業利益	30,738	26,733	13.0
経常利益	31,484	27,780	11.8
当期純利益	21,333	17,160	19.6

〔売上高〕

前連結会計年度から3.3%増加し1,144億1千6百万円となりました。これは、主力の国内医療用医薬品事業において、緑内障・高眼圧症治療剤「タブロス点眼液」・「コソプト配合点眼液」、角結膜疾患治療剤「ジクアス点眼液」等の成長に加えて、海外における普及促進活動により、当社製品の市場浸透が進んだことによるものです。

〔営業利益〕

前連結会計年度から13.0%減少し267億3千3百万円となりました。売上原価は前連結会計年度から2.8%増加し353億8千5百万円となり、売上原価率は前連結会計年度から0.2%改善し30.9%となりました。販売費及び一般管理費については前連結会計年度から14.6%増加し522億9千8百万円となり、このうち研究開発費は172億2千5百万円となりました。

〔経常利益〕

前連結会計年度から11.8%減少し277億8千万円となりました。

〔当期純利益〕

前連結会計年度から19.6%減少し171億6千万円となりました。

セグメント別業績の状況

参天製薬グループは、医薬品事業とその他事業の二つのセグメントから構成されます。売上高の多くは医薬品事業によっており、その全売上高に占める比率は97.8%になります。

医薬品事業の売上高は、前連結会計年度から3.0%増加し1,118億4千6百万円となりました。営業利益は、266億8千4百万円となりました。一方、その他事業の売上高は、眼内レンズ「エタニティー」が順調に市場に浸透した結果、前連結会計年度から14.9%増加し25億7千万円となりました。営業利益は、4千8百万円となりました。

	国内		海外		合計	
	金額 (百万円)	前年度比 (%)	金額 (百万円)	前年度比 (%)	金額 (百万円)	前年度比 (%)
医薬品事業	93,449	2.6	18,396	5.0	111,846	3.0
医療用医薬品	88,862	2.9	18,386	4.9	107,249	3.3
うち眼科薬	77,753	2.9	15,866	4.3	93,620	3.1
うち抗リウマチ薬	9,883	1.6	103	3.1	9,987	1.6
うちその他医薬品	1,225	20.0	2,416	9.8	3,641	13.0
一般用医薬品	4,587	2.7	10	24.3	4,597	2.7
その他事業	1,924	28.1	645	12.1	2,570	14.9
医療機器	1,912	28.3	645	12.1	2,558	15.0
その他	11	2.1	-	-	11	2.1
合計	95,374	3.1	19,042	4.3	114,416	3.3

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表しています。

〔医薬品事業〕

[医療用医薬品]

(眼科薬)

<国内>

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開し、国内医療用眼科薬の売上高は、前連結会計年度と比べ2.9%増加し777億5千3百万円となりました。

緑内障・高眼圧症の治療ニーズに合致した新製品「タブロス点眼液」は順調に市場浸透した結果、売上高は前連結会計年度と比べ9.1%増加し71億7千9百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場に対するドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示し、売上高は、前連結会計年度と比べ5.0%増加し196億9千6百万円となりました。また、前連結会計年度に発売した「ジクアス点眼液」の売上高は、28億4千6百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、市場環境の変化などにより、「クラビット点眼液」、「タリビット点眼液」両剤合わせた売上高は、前連結会計年度と比べ7.0%減少し121億3百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、引き続き医薬情報提供活動に注力しましたが、スギ花粉の飛散が前年と比べ小規模であったことや競合の影響もあり、「リボスチン点眼液」の売上高は、前連結会計年度と比べ11.9%減少し33億4千6百万円となりました。

<海外>

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前連結会計年度と比べ4.3%増加し158億6千6百万円となりました。

欧州では医薬情報提供などの普及促進活動に注力した結果、ドイツにおいて新製品の緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」が市場に浸透してきました。

アジアにおいても、普及促進活動の展開により、中国、韓国を中心に、当社製品の市場浸透が進みました。

(抗リウマチ薬)

抗リウマチ薬の売上高は、「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠」が、国内において関節リウマチ治療ガイドラインで強く推奨される製剤に位置付けられていることもあり、前連結会計年度と比べ1.6%増加し99億8千7百万円となりました。

(その他医薬品)

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。
その他医薬品の売上高は、前連結会計年度と比べ13.0%増加し36億4千1百万円となりました。

[一般用医薬品]

一般用医薬品の売上高は、サンテF X発売20周年記念キャンペーンを中心に販売促進活動に注力しましたが、国内における需要の減少や競合の影響もあり、前連結会計年度と比べ2.7%減少し45億9千7百万円となりました。

〔その他事業〕

[医療機器]

医療機器の売上高は、高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォルダブル眼内レンズ「エタニティー」の普及促進活動に注力した結果、前連結会計年度と比べ15.0%増加し25億5千8百万円となりました。

[その他]

その他の売上高は、(株)クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものであり、1千1百万円となりました。

その他の損益の状況

営業外収益は、前連結会計年度と比べ10.6%増加し11億1千9百万円となりました。営業外費用は、前連結会計年度と比べ73.1%減少し7千1百万円となりました。その結果、経常利益は、前連結会計年度と比べ11.8%減少し277億8千万円となりました。売上高経常利益率は、前連結会計年度の28.4%から24.3%へ減少しました。

特別利益は、6千1百万円となり、特別損失は、5千1百万円となりました。法人税等は、106億3千万円となりました。税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率は、前連結会計年度の31.3%から38.3%になりました。その結果、当期純利益は、前連結会計年度と比べ19.6%減少し171億6千万円となりました。売上高当期純利益率は、前連結会計年度の19.3%から15.0%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前連結会計年度の249円71銭から196円96銭に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の249円42銭から196円76銭になりました。

重要な企業結合の状況

当社は、平成23年9月27日、ノバガリ・ファーマ・エス・エー（フランス共和国、以下、「ノバガリ」といいます。）の発行済株式の約50.55%を取得することでノバガリおよびノバガリの株式保有者と株式譲渡契約を締結し、平成23年10月11日に同株式を取得しました。また、当該株式譲渡契約に基づき、フランス金融市場庁（以下、「AMF」といいます。）の規則に従い、平成23年12月2日から15日にかけて実施した公開買付を通じて、ノバガリの発行済株式の約96.73%を取得しました。この結果を受けて、平成23年12月23日、AMFは、公開買付に応募されなかった残存株式（ノバガリが自己株式として保有する株式を除きます。）の強制取得（以下、「本スキーズアウト」といいます。）を実行するとの決定について公表しました。

当該決定に基づき、当社は、平成24年1月6日、本スキーズアウトの実行によりノバガリの全株式を取得しました。

ノバガリの取得価格は10,954百万円であり、すべて自己資金により充当しました。

この買収によって、当社が長期的な経営ビジョンとして掲げる「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、ノバガリの有する研究開発パイプラインと製剤技術を獲得することにより、ドライアイ領域でのパイプラインの強化と製品競争力の向上を実現し、当社の事業基盤を強化することができると考えています。

なお、ノバガリは、平成24年3月、会社形態の変更により、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスとなりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー	17,769	21,483	3,714
投資活動による キャッシュ・フロー	7,676	10,272	2,596
財務活動による キャッシュ・フロー	1,570	8,559	6,989
現金及び現金同等物の 期末残高	72,482	75,035	2,553

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、214億8千3百万円の収入（前連結会計年度は177億6千9百万円の収入）となりました。税金等調整前当期純利益は277億9千1百万円であり、法人税等の支払いが92億6千8百万円あったことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、102億7千2百万円の支出（前連結会計年度は76億7千6百万円の支出）となりました。ノバガリ買収による連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が108億4百万円あったことなどによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、85億5千9百万円の支出（前連結会計年度は15億7千万円の支出）となりました。配当金の支払いが87億5百万円あったことなどによります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末と比べ25億5千3百万円増加し、750億3千5百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び商品仕入実績

当連結会計年度における生産実績および商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

生産実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年度比(%)
医薬品事業	85,999	3.4
医療用医薬品	80,982	4.6
一般用医薬品	5,016	12.6
その他事業	2,167	3.8
医療機器	2,167	3.8
その他	-	-
合計	88,166	3.4

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれていません。

商品仕入実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年度比(%)
医薬品事業	16,327	15.7
医療用医薬品	16,327	15.7
一般用医薬品	-	-
その他事業	239	41.1
医療機器	239	41.1
その他	-	-
合計	16,567	16.0

(注) 金額は仕入価格によっており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

参天製薬グループは販売計画、在庫状況を基礎として生産計画を立案し、これによって生産を行っていますので受注生産は行っていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年度比(%)
医薬品事業	111,846	3.0
医療用医薬品	107,249	3.3
一般用医薬品	4,597	2.7
その他事業	2,570	14.9
医療機器	2,558	15.0
その他	11	2.1
合計	114,416	3.3

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しています。

2 最近2連結会計年度における、主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社スズケン	21,465	19.4	23,296	20.4
株式会社メディセオ	20,712	18.7	20,392	17.8
東邦薬品株式会社	11,567	10.4	11,824	10.3

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3【対処すべき課題】

(1) 中期経営計画について

参天製薬グループは、基本理念の実現に向けて、2020年に向けた長期的な経営ビジョンを掲げ、世界中の一人でも多くの患者さんの健康の増進に貢献するために、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」を目指します。さらに、長期的な経営ビジョンの実現に向け、より具体的な取り組みを進めるために、2011年度から2013年度までの3カ年の中期経営計画を策定しました。当連結会計年度を初年度として、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、以下の5つを基本方針とした3カ年の中期経営計画（2011 - 2013年度）の実行を、全社一丸となって推進してきました。翌連結会計年度以降も、この中期経営計画の実行を、主たる対処すべき課題として、引き続き積極的に取り組んでいきます。

【2011 - 2013年度中期経営計画基本方針】

- (1) グローバル視点での研究・開発へ転換
- (2) 新製品と営業戦略による国内でのシェア獲得と事業成長
- (3) 積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長
- (4) 世界4工場体制（*）への円滑な移行と新興市場に対応した体制の構築
- (5) グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発

* 能登・滋賀・蘇州（中国）・タンペレ（フィンランド）の4工場

(2) 株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、買収の条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものおよび当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模買付行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

イ．当社の企業価値の源泉について

当社の基本理念について

当社は、医療用眼科薬事業を中心に、眼科とリウマチに特化した独自性ある医薬品企業として、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを目指すとともに、当社の企業価値の向上に努めてきました。

企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、強みを発揮できる分野への経営資源の集中、組織力の強化および徹底した生産性と効率性の追求に象徴されます。

強みを発揮できる分野への経営資源の集中

“眼科”および“自社の強みが発揮できる特定分野”に特化した“研究開発型製薬企業

”として新製品開発に注力しています。また、国内医療用医薬品事業を中心に、顧客満足度向上と製品ラインの充実により、強固な普及促進基盤を構築しています。

組織力の強化

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入するとともに、小さな組織を心掛け、迅速に決断・行動することを徹底しています。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性・客観性を高めながら、社会全体のみならず、株主、取引先、顧客および従業員を重視した経営を行っています。

徹底した生産性と効率性の追求

新容器の導入による使用性・識別性、生産性の向上などにより、点眼薬を世界のトップレベルの品質・コストで製造しています。また、基幹業務システムの一斉導入により、グループ全体で常に徹底した生産性と効率性を追求してきました。

ロ．企業価値向上のための取組み

当社は、参天製薬グループの企業価値のより一層の向上を図るために、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と強みが発揮できる地域での成長」を基本方針とした5カ年の中期経営計画（2006 - 2010年度）を継続して推進しています。

上記中期経営計画に定める基本方針を実現すべく、当社は、グローバル戦略新薬候補を充実させること、日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力すること、生産基盤を強化させることおよびグローバルレベルで人材・組織を強化することに注力しています。

（平成23年度以降は、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、3カ年の中期経営計画（2011 - 2013年度）の実行に取り組んでいます。なお、中期経営計画基本方針は、「（1）中期経営計画について」をご参照ください。）

ハ．安定的な株主還元政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方にに基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却についても、株主価値・資本効率向上のための機動的な手段として適宜検討していきます。

ニ．コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」および「戦略審議委員会」を設置しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会の決議および平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された当社の「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を、平成22年5月11日開催の取締役会の決議および平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部改定の上、更新しました（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

イ．本更新の目的

本プランは、当社株式に対する買収もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続を明確にし、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事

業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

ロ．用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

特定株主グループ（注1）の株券等保有割合（注2）または株券等所有割合（注3）を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為

結果として特定株主グループの株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

ハ．本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること

独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後に、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること

当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること

当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は後記（独立委員会の概要）をご確認ください。）を設置すること

独立委員会は、下記ホ．の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと。ただし、独立委員会は、本プラン所定の場合には、発動の勧告に際して、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと

当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認すること

ニ．本プランの具体的手続

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず、当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。なお、意向表明書および下記 に定める大規模買付情報における使用言語は、日本語に限ります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

独立委員会および当社取締役会への情報提供の要求

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。

大規模買付情報には以下の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

せん。

大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。）

大規模買付行為の目的（注4）およびその内容（買付対価の種類・価額、買付け等の時期、買付け等に関連する一連の取引のスキーム（注5）、買付け等の方法の適法性（注6）等を含みます。）

買付価格の算定の基礎（注7）および経緯（注8）ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）
買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得もしくは経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等（注9）
買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針
買付目的が純投資の場合、投資方針
買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針および議決権行使方針ならびにその理由（注10）
大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限（意向表明書を受領した日から原則として60日を上限とします。）を定めた上、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示します。

独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会から大規模買付情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、独立委員会が、大規模買付者に追加的に提供を求めた情報を含め、大規模買付者により十分な大規模買付情報が提出されてから60日を超えないものとします。ただし、独立委員会が、当初の独立委員会評価期間中に、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会評価期間を一ないし複数回延長することができるものとします（期間延長は、延長前の独立委員会評価期間の終了の日から30日間を上限とします。）。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間（延長期間を含みます。）が経過した後、開始され得るものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付行為が下記ホ．（ ）から（ ）に定める要件のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉等を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日を超えないものとします。以下、「取締役会評価期間」といいます。）に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することができます。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コ

ンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。

以上のように、独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等を十分かつ慎重に検討・評価し、下記ホ.の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

なお、独立委員会評価期間が開始した事実、独立委員会評価期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由ならびに独立委員会の勧告の内容等の情報については、速やかに公表します。

取締役会の決議

当社取締役会は、下記ホ. の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記 に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置を発動するに際して、(a)下記ホ. に従い、独立委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、(b)ある大規模買付行為について下記ホ. ()から()に定める要件の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとします。なお、株主意思確認総会の決議の概要については、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ホ. 対抗措置発動の基準と内容

対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合であっても、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示等により当社株主の皆様を説得するに留め、下記 で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。このように、対抗措置が発動されない場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

対抗措置が発動される場合

大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記 に記載の対抗措置をとることがあります。

本プランが遵守された場合であっても、以下の()から()に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものである場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記 に記載の対抗措置をとることがあります。なお、独立委員会は、大規模買付行為について、以下の()から()に定める要件の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ対抗措置の発動等に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

() 下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合

(a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

- (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- () 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当社株主の皆様へに交付される対価の条件を含みます。）を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
 - () 買付行為の条件（買付行為の種類・価額、買付行為の時期、買付行為の方法の適法性、買付行為の実現可能性、買付行為の後の経営方針・事業計画、買付行為の後における当社の他の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付行為である場合
 - () 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為である場合
- 上記 または にかかわらず、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。
- () 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
 - () 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により上記()から()に定める要件に該当しなくなった場合

対抗措置の内容

上記 の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律により取締役会の権限として認められるものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は後記（新株予約権の概要）記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

へ．株主・投資家に与える影響等

本更新時の影響等

本更新時においては、新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て）が株主・投資家に与える影響等

当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦当社取締役会において新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記ホ． に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の

前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示します。

新株予約権には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）を交付することができる旨の条項（取得条項）を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行っていただく必要はありません。

なお、当社による取得手続の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告します。

ト．本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月23日開催の定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後においても、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、本プランの具体的手続または対抗措置発動の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の見解を伺って行い、その他の変更については当社取締役会決議により行います。なお、当社取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

基本方針の実現のための上記各取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組み、安定的な株主還元政策およびコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記の取組み）について

当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものです。

当該取組みが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

株主意思の重視

本プランは、平成22年6月23日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

独立性を有する社外取締役の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとしています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとしており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記ホ。「対抗措置が発動される場合」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足しなければ発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

取締役会の裁量権について濫用防止策が施されていること

本プランは、株式の大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用していないことから、本プランは、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

- (注) 1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。）を意味します。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。
 - 3 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」において同様です。
 - 4 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にさせていただく必要があります。
 - 5 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨および理由を説明していただく必要があります。
 - 6 買付け等の方法の適法性について、第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。

- 7 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。

- 8 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。
- 9 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。
- 10 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

(独立委員会の概要)

独立委員会の設置の目的等

独立委員会は、大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」のホ．（ ）から（ ）に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものです。

構成

当社社外取締役のみによって構成されます。

任期

当社社外取締役の任期と同期間です。

決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、

決議事項その他職務事項

独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとし、

- () 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
- () 大規模買付情報の完備の判断
- () 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
- () 独立委員会評価期間の設定
- () 独立委員会評価期間の延長
- () 大規模買付者との協議・交渉
- () 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
- () 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、委員会が求める事項に関する説明要求
- () 独立委員会評価期間中行う株主の意向把握
- () 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う客先、取引先、従業員等からの意見聴取
- (xi) 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料等の評価・検討
- (x) 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
- (x) 本プランの基準に基づく対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
- (x) 上記判断に基づく取締役会への勧告
- (x) 独立委員会評価期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任・依頼
- (x) その他上記各号に付随する事項

(新株予約権の概要)

新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とします。

割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）数とします。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

新株予約権の無償割当ての効力発生日

本割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とします。なお、下記 の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行う必要はありません。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとします。

新株予約権の行使期間

本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記 の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができます。

その他

上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、本割当決議において別途定めるものとします。

4【事業等のリスク】

当連結会計年度末現在において判断した将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。

(1) 外的環境要因

[医薬品行政の動向]

医療用医薬品部門については、日本ならびにその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。日本国内の薬価改定については、現在予測可能な範囲に限り、その影響を業績予想等の見通しに織り込んでいますが、予測可能な範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合は、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外においても、同様に医療用医薬品の価格等に関する様々な規制があり、政府による価格低下の圧力は継続する傾向にあります。

[社会・経済情勢ならびに法規制の変更]

将来の業績は、主要市場における政治情勢や経済情勢の影響を受ける可能性があります。また、業績または財政状態は、会計基準、税法、製造物責任(PL)法、独占禁止法、環境関連法などの法規制変更の影響を受ける可能性があります。

[為替]

海外での売上高・費用ならびに海外子会社の資産は、為替の変動により当社の売上高、利益、財政状態に影響を与えます。平成24年3月期の海外売上高は、連結売上高の16.6%でした。

(2) 競争

[後発品の影響]

国内外における後発品の販売は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

「ヒアレイン点眼液」、「クラビット点眼液」などは、国内においてすでに他社から後発品が発売されており、今後後発品の影響が強まる可能性があります。

(3) 特定の製品・取引先等への依存

[主力製品への依存]

「ヒアレイン点眼液」、「クラビット点眼液」の2製品の連結売上高に対する比率は、平成24年3月期で3割に達しています。これらの製品が万一、製品の欠陥、予期せぬ副作用などの要因により販売中止となったり、売上高が大幅に減少したりした場合、業績または財政状態に大きな影響を及ぼします。

[ライセンス製品への依存]

参天製薬グループが販売している製品の多くは、他社から製造販売権、ならびに販売権を供与されています。眼科薬における独占的製造販売権の供与を受けている品目には、「クラビット点眼液」、「デタントール点眼液」、「タプロス点眼液」、「ジクアス点眼液」などがあります。国内販売権の供与を受けている品目には、「チモプトール点眼液」、「チモプトールXE点眼液」、「リボスチン点眼液」があります。国内独占的販売権の供与を受けている品目には、「コソプト点眼液」、「アザルフィンEN錠」、「レスキュラ点眼液」があります。契約期間満了後、契約条件の変更や、販売提携の解消などが起こった場合、業績に影響を及ぼします。

[特定の取引先への依存]

米国において、医療用眼科薬の販売をピスタコン・ファーマシューティカルズ・エルエルシーに委託しています。同社が米国において、委託している製品の十分な販売活動を継続できなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

「クラビット点眼液」の原薬、一般用医薬品の容器など、原材料の中には供給を特定の取引先に依存しているものがあります。何らかの要因によりこうした原材料の供給が停止した場合、当社での生産活動に悪影響を与える可能性があります。さらに、これに起因して当社製品の供給が滞った場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社と取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、連結売上高の7割に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒れが発生した場合、当社業績に影響を及ぼします。

(4) 研究開発活動

[新薬開発の不確実性]

新薬の研究開発から承認・発売までは非常に長期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可などの不確実性を多く含みます。当社が開発中の新薬あるいは追加効能・剤形等について、販売・製造の許可がおりるかどうかが、あるいはいつ承認を得ることができるかを確実に予測することはできません。

新薬に関わる見通しを実現できるかどうかは、様々な要素の影響を受けます。例えば、承認審査の遅れ、臨床試験データが競合品に対し有意差を示さない、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、開発中止や発売時期の遅延などは、新薬の期待売上高に悪い影響を与えます。

[研究開発投資が十分な成果を生まない可能性]

新製品の創製・開発ならびに追加効能・剤形等の開発は会社の将来の成長に必要な不可欠であり、当社は毎年多額の研究開発投資を行っていますが、将来、研究開発投資に見合う新薬の売上高を実現できない可能性があります。

[他社との提携の成否]

新製品に関わる見通しには、他社との開発・販売提携等を前提とするものが含まれています。こうした提携の成否は当社の業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他の要因

[生産の停滞・遅延]

自然災害、火災などの要因により生産活動の停滞・遅延が起こった場合、当社の業績または財政状態に影響を与える可能性があります。また、品目によっては、生産を一箇所に集中しているものがあり、特定の工場の機能が停止した場合、製品供給が滞る可能性があります。

[販売中止、製品回収等]

当社の製品の一部が、製品品質の欠陥、予期せぬ副作用、第三者による異物混入等により、販売中止または製品回収などの事態となった場合、業績に悪い影響を与えます。

[訴訟]

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする当社は将来、特許、製造物責任（PL）法、独占禁止法、消費者、環境などに関わる訴訟を提起される可能性があり、訴訟が発生した場合、それらの訴訟等の動向は、当社の業績または財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、当社の経営に大きな影響を与えるような訴訟を提起されている案件はありません。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術契約(導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	オフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	昭和61年8月～平成13年9月(以後3年毎の自動更新)	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	レボフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	平成6年5月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後3年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	エーザイ株式会社	日本	ブナゾシン塩酸塩(緑内障治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	平成6年12月～発売日から8年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後1年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	旭硝子株式会社	日本	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	平成17年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	インスパイア	アメリカ	ジクアホソルナトリウム(角結膜疾患治療剤)	眼科薬における独占的開発製造販売権	平成10年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(2) 技術契約(導出)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の受取
アドバンスド・ビジョン・サイエンス・インク(連結子会社)	ボシュロム・インク	アメリカ	エタニティー(眼内レンズ)	独占的製造販売権	平成21年2月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	メルク	アメリカ	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	独占的製造販売権	平成21年4月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(3) 販売契約(導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社(当社)	MSD株式会社	日本	チモロールマレイン酸塩 (緑内障治療剤)	国内販売権	昭和54年12月～ 昭和61年9月 (以後2年毎の自動更新)	-
参天製薬株式会社(当社)	MSD株式会社	日本	ドルゾラミド塩酸塩およびチモロールマレイン酸塩 (緑内障・高眼圧症治療剤)	国内独占的販売権	平成22年3月～ 平成32年4月	契約一時金
参天製薬株式会社(当社)	ファイザー株式会社	日本	サラゾスルファピリジン (抗リウマチ薬)	国内独占的販売権	平成2年10月～ 平成25年12月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社(当社)	ヤンセンファーマ株式会社	日本	レボカバステチン塩酸塩 (抗アレルギー剤)	国内販売権	平成12年9月～ 発売日から10年後の12月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社(当社)	株式会社アールテック・ウエノ	日本	イソプロピルウノプロストン (緑内障治療剤)	国内独占的販売権	平成16年7月～ 平成28年3月	契約一時金
参天製薬株式会社(当社)	バイエル薬品株式会社	日本	アフリベルセプト硝子体内注射液 (滲出型加齢黄斑変性)	国内独占的販売権	平成24年5月～ 平成33年12月	-

(注) バイエル薬品株式会社との契約に関する詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

(4) 販売契約(導出)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の受取
サンテン・オイ(連結子会社)	ビスタコン・ファーマシューティカルズ・エルエルシー	アメリカ	クイクシン、アイクイクス (合成抗菌点眼剤) ベチモール (緑内障治療剤) アラマスト (抗アレルギー点眼剤)	米国における医療用眼科薬の販売委託	平成16年2月～ 平成26年12月	-

(5) 業務・資本提携

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容
参天製薬株式会社(当社)	株式会社日本政策投資銀行	平成23年2月8日	当社の海外事業の積極的な展開に備え、産業支援金融機関としての経験と海外ネットワークを活用

6【研究開発活動】

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

主力の医療用眼科薬では、研究活動の拠点として、関西文化学術研究都市（奈良県生駒市）に「奈良研究開発センター」を設け、独自の創薬研究ならびに全身薬として開発された薬剤の眼科応用研究などを中心に研究を進めています。

さらに、角膜疾患、緑内障、網膜疾患の3つの領域にテーマを絞ることで、従来培ってきた眼科研究の質・量・スピードと効率を高め、新薬開発の充実を図っています。

臨床開発では、日米欧の三極連携による開発体制を強化し、新薬開発の「スピード化」と「質の向上」を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジンF₂ 誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、平成20年12月より日本で「タプロス点眼液」として販売中です。欧州では平成20年6月のドイツに始まり、現在、20カ国で自社販売しています。アジアにおいては、平成22年3月以降、香港、韓国、インドネシア、シンガポールで発売しています。中国では製造販売承認を申請中です。また、平成21年4月には、メルク社（米国）とのライセンス契約締結により、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾しました。メルク社は平成21年9月以降、イギリス、スペイン、イタリアなどでタフルプロストを販売しており、平成24年3月発売の米国を含め、メルク社による販売国は合計12カ国になりました。この結果、タフルプロストの販売国は、全世界で37カ国となっています。また、防腐剤を含まない1回使い切りタイプのDE-118（一般名：タフルプロスト）は、日本で製造販売承認を申請中です。

緑内障・高眼圧症を適応症とするDE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、日本と欧州で第 相試験を実施中です。また、米国で第 相/前期第 相試験を実施していたアデノシンA_{2A}受容体作動薬DE-112（一般名：未定）は、所期の達成基準を満たすことが困難であると判断したため、開発を中止しました。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、平成22年12月より日本で「ジクアス点眼液」として販売しています。また、韓国では平成23年12月に製造販売承認を取得し、中国では平成24年1月に製造販売承認を申請しました。ドライアイを含む角結膜上皮障害を適応症とするDE-101（一般名：リボグリタゾン）は、米国で第 相試験を実施中です。また、遷延性角膜上皮欠損を適応症とするDE-105（一般名：未定）は、日本で第 相試験を実施中です。選択的グルココルチコイド受容体作動薬DE-110（一般名：未定）は、ドライアイを含む角結膜上皮障害を対象とする米国での第 相試験を終了しました。

網膜・ぶどう膜疾患領域において、DE-102（一般名：ベタメタゾン）は、糖尿病黄斑浮腫と網膜静脈分枝閉塞症に伴う黄斑浮腫を対象に第 相/第 相試験を日本で実施中です。また、ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、米国、日本で第 相試験を実施中です。

外眼部感染症を適応症とするDE-108（一般名：レボフロキサシン（1.5%））は、平成23年6月より「クラビット点眼液1.5%」として、日本で販売しています。また、韓国では製造販売承認を申請中です。

アレルギー性結膜炎を適応症としたDE-114（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、日本で第 相試験を実施中です。

関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）は、日本での第 相試験を終了しました。

当連結会計年度に連結子会社となったノバガリの臨床開発品について、Cyclokot（シクロカット、一般名：シクロスポリン）は、重症ドライアイを適応症として欧州で第 相試験を実施中です。春季カタルを適応症とするVekacia（ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、欧州で第 相段階にあります。

なお、緑内障・高眼圧症を適応症とするCatioprost（カチオプロスト、一般名：ラタノプロスト）、そして糖尿病黄斑浮腫を適応症とするCortiject（コルチジェクト、一般名：デキサメタゾンパルミチン酸エステル）の2品目は、引き続き事業性について評価中です。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、172億2千5百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
資産	184,801	198,801	14,000
負債	28,397	33,940	5,543
純資産	156,404	164,861	8,457
自己資本比率	84.5%	82.8%	1.7ポイント減

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末と比べ140億円増加し、1,988億1百万円となりました。ノバガリ買収によるのれんの増加などが要因です。

負債は、前連結会計年度末と比べ55億4千3百万円増加し、339億4千万円となりました。支払手形及び買掛金の増加などが要因です。

純資産は、前連結会計年度末と比べ84億5千7百万円増加し、1,648億6千1百万円となりました。利益剰余金の増加などが要因です。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比べ1.7ポイント減少し、82.8%となりました。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、1【業績等の概要】の(1)業績に記載のとおりです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、1【業績等の概要】の(2)キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

参天製薬グループの当連結会計年度の設備投資については、製造設備の増設・更新、ならびに研究開発用機器の更新などを中心とした設備投資を実施しており、当連結会計年度は、全体で34億9千2百万円の設備投資を実施しました。

医薬品事業においては、当社では、工場の医薬品製造設備および研究開発用機器の更新などを中心に実施し、また、滋賀工場において、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資を開始したことにより25億4千1百万円、連結子会社のサンテン・オイでは、医薬品製造設備の更新などを中心に5億9千2百万円の設備投資を行いました。参天製薬グループの医薬品事業全体の設備投資額は、34億2千4百万円です。

その他事業においては、医療機器製造設備の更新を中心に6千8百万円の設備投資を行いました。なお、投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

参天製薬グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
大阪工場 (大阪市東淀川区)	医薬品	医薬品 製造設備	722	22	0 (9,051)	-	32	777	73
能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町)	医薬品	医薬品 製造設備	2,643	713	298 (66,665)	-	72	3,728	283
滋賀工場 (滋賀県犬上郡 多賀町)	医薬品	医薬品 製造設備	1,715	130	2,738 (93,083)	-	914	5,498	113
奈良研究開発 センター (奈良県生駒市)	医薬品	医薬品 研究設備	4,223	15	4,890 (35,666)	4	423	9,558	218
本社 (大阪市東淀川区)	医薬品	その他の 設備	1,011	2	84 (7,602)	9	186	1,294	664

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 在外子会社

平成24年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	リース資産	その他	合計	
サンテン・オイ	フィンランド タンペレ市	医薬品	医薬品製造設備	975	215	49 (88,000)	152	756	2,148	444
サンテン・インク	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	医薬品	その他の設備	368	2	150 (52,697)	-	41	564	75
参天製薬(中国)有限公司	中国 江蘇省 蘇州市	医薬品	医薬品製造設備	994	400	-	-	79	1,474	355

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。
 2 サンテン・インクの帳簿価額は、旧所在地の資産を含んでいます。
 3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	87,146,803	87,155,703	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	87,146,803	87,155,703	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	615	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日～ 平成28年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,715 資本組入額 1,358	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、平成18年6月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成19年6月26日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	537	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,050	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日～ 平成29年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,050 資本組入額 1,525	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、平成19年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成20年6月25日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	874	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,734 資本組入額 1,367	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、平成20年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成21年6月24日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	988	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,920	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,920 資本組入額 1,460	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成21年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成22年6月23日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	715	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日～ 平成32年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,170 資本組入額 1,585	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、平成22年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成23年6月22日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	656	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,230	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月24日～ 平成33年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,230 資本組入額 1,615	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、平成23年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

会社法第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月27日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	306	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日～ 平成28年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,715 資本組入額 1,358	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。・その他の細目については、平成18年6月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成19年6月26日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	456	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,050	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日～ 平成29年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,050 資本組入額 1,525	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成19年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成20年6月25日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	694	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,734 資本組入額 1,367	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成20年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成21年6月24日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	696	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,920	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,920 資本組入額 1,460	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成21年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成22年6月23日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	490	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日～ 平成32年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,170 資本組入額 1,585	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成22年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成23年6月22日）

	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	489	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	48,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,230	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月24日～ 平成33年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 3,230 資本組入額 1,615	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成23年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	0	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	0	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,326	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日～ 平成24年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,326 資本組入額 663	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは主要海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。 ・ その他の細目については、平成14年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	9	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,176	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日～ 平成25年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,176 資本組入額 588	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。 ・その他の細目については、平成15年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	307	286 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,700	28,600 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,743	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日～ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,743 資本組入額 872	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。 ・その他の細目については、平成16年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 新株予約権の権利行使により減少しています。

株主総会の特別決議日（平成17年6月24日）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,010	942(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000	94,200(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,480	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,480 資本組入額 1,240	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。 ・その他の細目については、平成17年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 新株予約権の権利行使により減少しています。

新株予約権付社債
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)1	41,400	86,866,703	36	6,418	36	7,113
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)1	49,500	86,916,203	38	6,457	38	7,151
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)1	76,300	86,992,503	81	6,538	81	7,233
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)1	60,600	87,053,103	75	6,614	75	7,309
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)1	93,700	87,146,803	80	6,694	80	7,389

(注)1 新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加です。

2 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が8,900株、資本金が10百万円、資本準備金が10百万円それぞれ増加しています。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	63	33	121	358	2	7,711	8,288	-
所有株式数 (単元)	-	304,575	3,749	120,965	351,260	7	90,125	870,681	78,703
所有株式数 の割合(%)	-	34.98	0.43	13.90	40.34	0.00	10.35	100.00	-

(注) 自己株式1,246株は、「個人その他」に12単元および「単元未満株式の状況」に46株が含まれています。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、1,246株です。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,424	13.11
三田産業株式会社	神戸市中央区北長狭通3丁目1-16	4,756	5.46
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	3,776	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,456	3.97
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9-1	3,310	3.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,717	3.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,120	2.43
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,065	2.37
メロン バンク トリーティー クライアーツ オムニバス (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,994	2.29
アールピーシー デクシア インベスター サービシーズ トラスト, ロンドン レンディ ング アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE, UNITED KINGDOM (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,984	2.28
計	-	37,606	43.15

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,424千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,456千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,065千株

- 2 スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成21年11月25日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成21年11月20日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7	4,480	5.14

- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から平成24年2月6日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成24年1月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社については、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の「大株主の状況」には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,120	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,320	3.81
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	329	0.38

- 4 エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから平成24年3月19日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成24年3月15日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4-2	111	0.13
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	500 Boylston Street, Boston, Massachusetts, 02116 U.S.A.	7,354	8.44

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,066,900	870,669	同上
単元未満株式	普通株式 78,703	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	87,146,803	-	-
総株主の議決権	-	870,669	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれています。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 参天製薬株式会社	大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19	1,200	-	1,200	0.00
計	-	1,200	-	1,200	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、ならびに会社法第361条および第238条等の規定に基づき、当社が新株を発行する方法により、付与しています。

当該制度の内容は、次のとおりです。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくもの

決議年月日	平成14年6月26日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役5 当社執行役員7 主要海外子会社の取締役2	当社取締役5 当社執行役員5 重要な海外子会社の取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	92,000株を総株数の上限とする。(注)1	145,200株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,326 (注)2	1,176 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成16年 6月25日	平成17年 6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 5 当社執行役員 4 重要な海外子会社の取締役 2	当社取締役 8 当社執行役員 5 重要な海外子会社の取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	78,200株を総株数の上限とする。(注)1	136,000株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,743 (注)2	2,480 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い当社が完全親会社となる場合、または、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とします。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とします。なお、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

会社法第361条および第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月26日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 7	当社取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	61,500株を総株数の上限とする。(注)1	53,700株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715 (注)2	3,050 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成20年 6月25日	平成21年 6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 4	当社取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	87,400株を総株数の上限とする。(注)1	98,800株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734 (注)2	2,920 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成22年 6月23日	平成23年 6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 4	当社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	98,800株を総株数の上限とする。(注)1	98,800株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170 (注)2	3,230 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成24年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数	67,000株を総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年6月23日～平成34年6月20日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成24年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

会社法第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月26日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 8	当社執行役員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	41,300株を総株数の上限とする。(注)2	45,600株を総株数の上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715 (注)3	3,050 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成20年 6月25日	平成21年 6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 8	当社執行役員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	74,300株を総株数の上限とする。(注)2	69,600株を総株数の上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734 (注)3	2,920 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成22年 6月23日	平成23年 6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 6	当社執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	69,600株を総株数の上限とする。(注)2	69,600株を総株数の上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170 (注)3	3,230 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	平成24年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員7 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数	57,300株を総株数の上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	平成26年6月23日～平成34年6月20日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、平成24年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社執行役員については、平成24年7月1日に就任していることを前提としています。

2 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	789	2,506,405
当期間における取得自己株式	261	887,360

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求) (注)	7	25,060	-	-
保有自己株式数	1,246	-	1,507	-

(注) 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)」および「保有自己株式数」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本当期純利益率（ROE）を掛け合わせた数値である自己資本配当率（DOE）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2011 - 2013年度中期経営計画ではDOE 5%を目処としております。

内部留保資金につきましては、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えて有効投資してまいりたいと考えています。

なお、当社は、定款において中間配当を行う旨を定めており、平成18年5月1日の会社法施行後の配当につきましても、従来どおりの中間期末日、期末日を基準とした年2回の配当を継続する予定です。中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会が、配当の決定機関となります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成23年11月1日 取締役会決議	4,356	50.00
平成24年6月20日 定時株主総会決議	4,357	50.00

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第96期 平成20年3月	第97期 平成21年3月	第98期 平成22年3月	第99期 平成23年3月	第100期 平成24年3月
最高（円）	3,390	3,050	3,340	3,320	3,630
最低（円）	2,140	2,125	2,460	2,694	2,731

（注）株価は大阪証券取引所市場第1部におけるものです。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高（円）	3,445	3,190	3,190	3,245	3,260	3,630
最低（円）	2,930	2,731	2,844	3,030	3,065	3,175

（注）株価は大阪証券取引所市場第1部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼CEO		黒川 明	昭和27年9月5日生	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役就任 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員就任 平成16年7月 常務執行役員就任 平成18年6月 代表取締役社長兼COO就任 平成20年6月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長就任 (現任) 平成20年6月 代表取締役社長兼CEO就任 (現任)	(注)1	29
取締役	専務執行役員 米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長	西畑 利明	昭和23年11月4日生	平成2年8月 アップジョンファーマシューティカルズリミテッド筑波総合研究所製剤研究部長 平成8年3月 当社入社 平成11年7月 執行役員就任 平成13年5月 研究開発戦略統括部長兼品質保証・環境監査本部長 平成14年12月 研究開発本部長 平成16年7月 常務執行役員就任 平成21年6月 取締役就任(現任) 平成22年4月 サンテン・インク取締役社長兼CEO就任 平成23年4月 専務執行役員 米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長就任(現任)	(注)1	16
取締役	専務執行役員 日本・アジア事業管掌兼 医薬事業部長	古門 貞利	昭和29年1月14日生	昭和52年4月 当社入社 平成8年11月 医薬事業部東海エリアエリアマネージャー 平成12年4月 医薬事業部医薬営業統括部長 平成17年7月 執行役員就任 平成18年6月 医薬事業部長 平成19年7月 常務執行役員就任 平成23年4月 専務執行役員 日本・アジア事業管掌兼医薬事業部長就任(現任) 平成23年6月 取締役就任(現任)	(注)1	5
取締役		古谷 昇	昭和31年11月13日生	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ビークル代表取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役就任(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役(現任)	(注)1	-
取締役		奥村 昭博	昭和20年12月1日生	昭和63年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成20年10月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 平成20年10月 静岡県立大学経営情報学部教授 平成20年12月 静岡県立大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成23年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長(現任) 平成23年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		片山 隆之	昭和20年10月9日生	平成9年6月 帝人株式会社取締役フィルム営業部門長 平成12年6月 帝人株式会社常務取締役 平成13年10月 帝人株式会社フィルム事業グループ長兼テイジン・デュボン・フィルムズCEO(最高経営責任者) 平成16年4月 帝人株式会社CSO(グループ経営計画責任者) 平成16年6月 帝人株式会社代表取締役専務取締役 平成18年6月 帝人株式会社代表取締役副社長 平成19年4月 帝人株式会社CSRO(グループCSR責任者) 平成21年4月 帝人株式会社CFO(グループ財務責任者) 平成23年6月 帝人株式会社顧問役(現任) 平成24年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	-
監査役 常勤		納塚 善宏	昭和28年3月21日生	昭和51年4月 当社入社 平成11年5月 経理・財務グループグループマネージャー 平成18年5月 企画本部副本部長(経営情報計画・伝達・統制担当)兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー兼コンプライアンスグループグループマネージャー 平成18年6月 計画・統制本部長兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー 平成18年7月 執行役員 計画・統制本部長就任 平成20年10月 社会・環境担当 平成22年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)2	3
監査役		佐藤 康夫	昭和17年9月30日生	平成11年4月 日本エア・リキード株式会社代表取締役社長 平成15年1月 ジャパン・エア・ガシズ株式会社取締役会長兼監査委員会委員長 平成17年3月 日本エア・リキード株式会社非常勤取締役相談役 平成18年5月 株式会社アイ・ピー・アソシエイツ代表取締役(現任) 平成18年6月 当社社外監査役就任(現任) 平成19年9月 日本エア・リキード株式会社非常勤相談役	(注)3	-
監査役		土屋 泰昭	昭和19年11月28日生	昭和45年4月 東レ株式会社入社 昭和60年4月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成11年3月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 株式会社電通国際情報サービス監査役(現任) 平成21年1月 日本GE株式会社相談役 平成22年6月 ペルミラ・アドバイザーズ株式会社シニア・アドバイザー(現任) 平成23年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		水野 裕	昭和21年 8 月28日生	昭和44年 4 月 平成10年 4 月 平成12年 7 月 平成15年 1 月 平成15年 4 月 平成16年 6 月 平成21年 9 月 平成21年10月 平成23年 6 月 松下電器産業株式会社入社 アジア松下電器株式会社代表取締役社長 C I S 中近東アフリカ本部長 パナソニックオートモーティブシステムズ社副社長 パナソニックオートモーティブシステムズ社副社長兼パナソニックカーエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 松下電器産業株式会社役員 パナソニック株式会社終身客員(現任) オプトレックス株式会社社外取締役 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	0
計						55

- (注) 1 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 2 監査役納塚善宏の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査役佐藤康夫の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役土屋泰昭の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役水野 裕の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 取締役古谷 昇、奥村昭博および片山隆之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 7 監査役佐藤康夫、土屋泰昭および水野 裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 8 取締役古谷 昇、奥村昭博および片山隆之ならびに監査役佐藤康夫、土屋泰昭および水野 裕は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員として、届け出ています。
- 9 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
- 執行役員(取締役による兼務を除く)は以下のとおりです。

役名および職名	氏名
常務執行役員 欧州事業統括兼サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィ取締役社長	佐藤 正道
執行役員 サンテン・オイ取締役社長	ユルキ・リリエロース
執行役員 人材組織開発・CSR本部長	森島 健司
執行役員 サンテン・インク取締役社長兼CEO	辻村 明広
執行役員 生産物流本部長	太田 淳稔
執行役員 信頼性保証本部長	木村 章男
執行役員 医薬事業部 医薬営業統括部長	伊藤 毅

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

参天製薬グループは、社名の由来でもある「天機に参与する」という基本理念のもと、顧客・社会/株主/従業員を重んじ、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを常に目指すとともに、法令、社会のルールおよびその精神を遵守し、企業人・社会人としてより高い倫理観を持って行動し、企業価値最大化を目指しています。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると認識し、企業統治システムを構築することで、経営の透明性ならびに健全性を確保しながら業績の向上に取り組んでいます。

具体的には、複数人の社外取締役を選任することによる経営監視機能の強化、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを既の実施しており、今後もコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性・客観性を向上していきます。

なお、参天製薬グループでは、監査役制度を採用しており、内部監査室との連携により、監査の実効性・効率性を高めています。

会社の機関の内容

イ．取締役会

当社取締役会は、法令に定めのある事項に加え、参天製薬グループの経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、当社および子会社における業務執行の監督等を行っています。原則として月1回開催され、提出日現在は社内取締役3名、社外取締役3名の合計6名で構成されています。当事業年度に取締役会は11回開催されました。

ロ．監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役を含め4名で構成されています。監査役は、監査方針や監査計画を策定し、取締役会やその他の重要会議に出席するほか、本社、主要事業所、子会社における業務および財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。当事業年度に監査役会は8回開催されました。

ハ．各種委員会

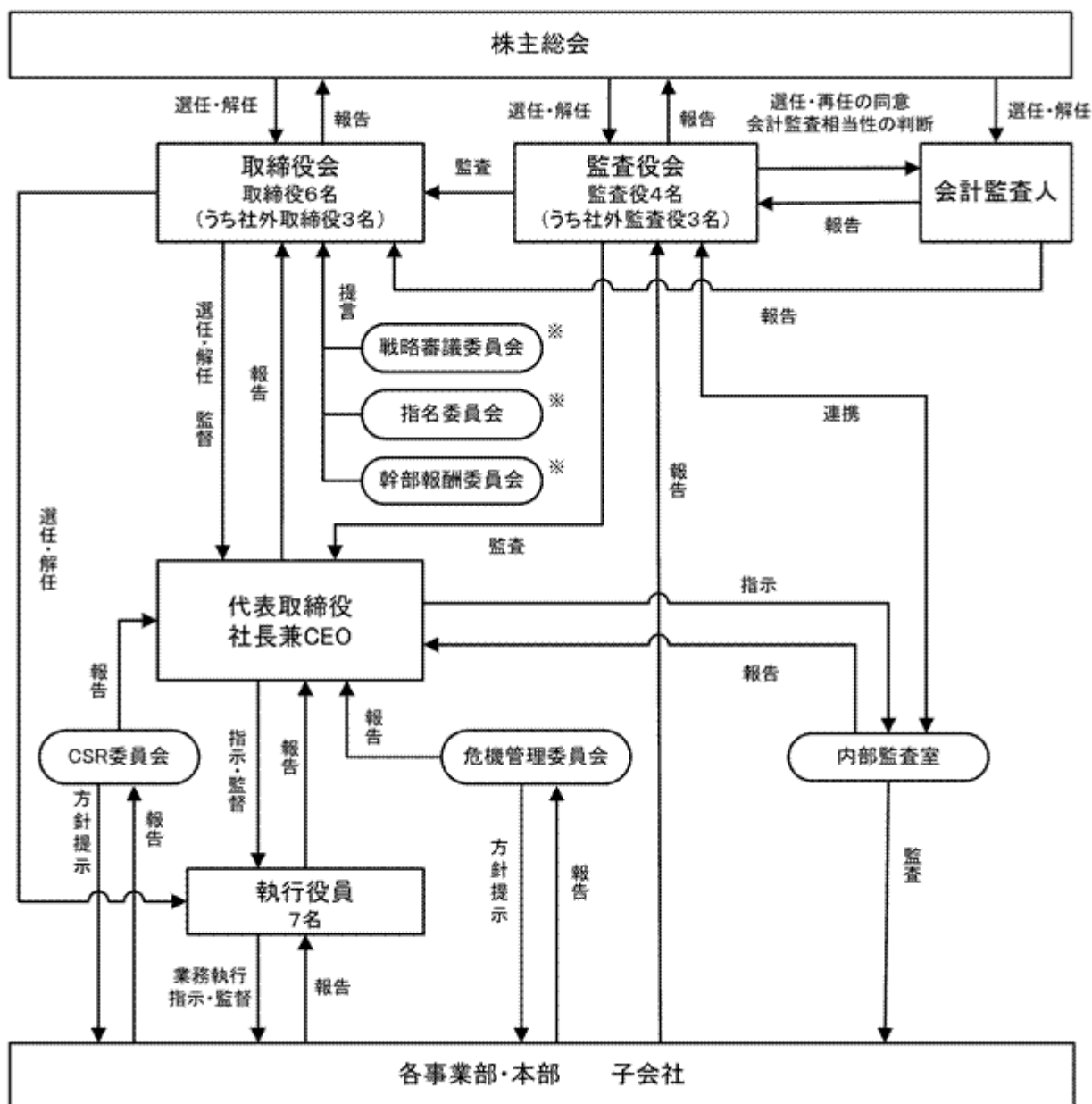
コーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性・客観性を向上させるため、審議機関として社内・社外取締役で構成される次の3委員会を設置しています。

- ・「戦略審議委員会」：事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議する。
- ・「指名委員会」：取締役の選定について審議し、取締役会に提言するとともに、執行役員、監査役の選任についても協議し、取締役会に助言する。
- ・「幹部報酬委員会」：取締役、執行役員の報酬について審議し、取締役会に提言する。監査役会に監査役報酬の水準等の情報提供ならびに助言する。

なお、これらの委員会は、委員会設置会社における委員会とは異なります。

ニ．執行役員制度

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。提出日現在は取締役による兼務を除き7名です。



※ 委員会設置会社における委員会とは異なります。

内部統制システムの整備状況

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指し、その達成に向けた内部統制基本方針を、次のとおり決議しています。

イ．取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1．取締役・従業員からなる全ての構成員の全ての企業活動における行動指針として「参天企業倫理綱領」を定め、担当部署やCSR委員会を設置し、倫理綱領の周知徹底に努める。
- 2．市民社会の秩序・安全に脅威を与えるような反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを倫理綱領に定めるとともに、担当部署は関係当局と連携をとって、反社会的勢力による経営活動への関与・被害を防止する。
- 3．社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保する。相談・通報に対しては、担当部署が関係部門と連携して解決にあたる。

4. 経営監視機能の強化・充実のため、複数の社外取締役を選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ基本規程、そのほか決裁規程・文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 危機管理基本方針および危機管理行動基準に基づき「危機管理基本手順書」を制定し、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する体制を整備する。
2. 各事業部・本部は、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行い、損失の危険の回避・最小化に努める。
3. 複数部門にわたるなど重大な損失の危険に関しては、「危機評価委員会」においてその管理に関する方針・対応策を協議する。
4. 万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理基本手順書に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
5. 全社的な危機管理担当部署は全社的な観点から包括的に、また内部監査室はその独立した立場から、社内における損失の危険の管理状況を検証する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会で選任された執行役員に業務の執行を委任し、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
2. 各種会議体の権限・位置づけを明らかにするとともに、決裁に関する規程を整備し、意思決定の手順を明確にする。
3. 業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織権限、分掌に係る規程を設け、それぞれの組織における権限と責任を明確にする。

ホ．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社管理規程を整備してグループ各社の役割・責任を明確にし、主要なグループ会社の監査機能を強化する。
2. グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、当社が助言・指導を行う管理体制を構築する。
3. 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する当社各部門・グループ会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

ヘ．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
2. 監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役および監査役会に報告する。
2. 1. 以外についても、取締役および従業員が、監査役および監査役会に報告すべき事項を明示する。
3. 内部監査室と主要なグループ会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に監査役会に報告し、情報交換を行う。

チ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．代表取締役をはじめとして、監査役および監査役会が必要と考える取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- 2．監査役が、代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べる事が出来る。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査について、社長直轄の内部監査室を設置し、グループにおける内部統制システムの整備および運用状況を監査しています。監査結果について、内部監査室は取締役社長、監査役および関係部門に報告し、適宜取締役会で報告しています。

監査役監査について、監査役は、監査方針や監査計画を策定し、取締役会やその他の重要会議に出席するほか、本社、主要事業所、子会社における業務および財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

なお、常勤監査役納塚善宏は、当社の経理および財務部門における長年に渡る経理業務等の経験から、社外監査役佐藤康夫、社外監査役土屋泰昭および社外監査役水野 裕は、会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

イ．監査役と会計監査人との連携状況

監査役は、毎年期首に、会計監査人より年間監査実施計画および重点監査項目について説明を受け、監査役の要望も含め会計監査人と意見交換を行うとともに、年3回、会計監査人との監査報告会を実施し、会計監査人と監査結果の意見交換を行っています。

また、監査役は、期末監査（四半期レビュー）終了後の監査（レビュー）講評会に出席し、会計監査人と会計監査（レビュー）結果を共有するとともに、期中において期中監査、棚卸に立会うなど、会計監査人の監査の方法について監査を行うほか、会計監査人との情報交換を行っています。

ロ．監査役と内部監査室との連携状況

監査役は、本社ならびに事業所への往査による業務監査を通じて、課題もしくは将来のリスク項目を認識したとき、内部監査室に監査意見を提供・共有しています。

また、監査役は、内部監査室4名より、内部監査の中で知り得た情報のうち重要な情報について都度報告を受け、さらに対応策について説明を受け、必要な場合は支援を行っています。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。

社外取締役および社外監査役と当社間に特別な利害関係はありません。

社外取締役古谷 昇については、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を活かして、社外取締役奥村昭博については、長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識・経験を活かして、ならびに社外取締役片山隆之については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を活かして、当社経営の一層の透明性向上と客観性確保、株主・投資家の利益を目的とした企業統治の強化に貢献いただくことを目的としています。

社外監査役佐藤康夫については、会社の経営者および監査委員会委員長としての知識・経験を有しており、社外監査役土屋泰昭については、米国企業での経営経験によるグローバルな視点とともに、上場企業での監査役の経験を有しており、ならびに社外監査役水野 裕については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会、取締役会において適切な意見を述べる事が期待できます。

社外取締役または社外監査役の選任判断においては、証券取引所の独立基準に加え、当社の社内基準を適用しています。具体的には、当社グループとの関わり（勤務実態、取引、株式保有等）において、一般的に独立性が確保されているとみなされる基準を定め、判断を行い、候補者を決定しています。

また、社外取締役3名および社外監査役3名は、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されています。

なお、製薬業界を始め各種業界について精通している社外取締役が客観的な見地から当社の業務執行を監督し、また会計・経営戦略等専門的見地を有する社外監査役が当社の内部監査室と定期的な意見交換および助言を行い、また内部監査時に適宜同行することにより、経営の客観性・透明性および適正性を確保しています。

役員の報酬等の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度の取締役、監査役に対する報酬等は3億5千9百万円で、内訳は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績給	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	277	62	116	26	-	72	5
監査役 (社外監査役を除く。)	23	23	-	-	-	-	1
社外役員	57	57	-	-	-	-	9

(注) 上記以外に、平成23年6月22日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金384百万円を取締役2名に対して支給しています。なお、過年度において繰り入れた役員退職慰労引当金を含んでいます。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)					報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	業績給	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
黒川 明	取締役	提出会社	26	62	11	-	7	107

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、委員会設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
2. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
3. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
4. 取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

取締役が受ける報酬等の内容および決定方法

1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金で構成する。
2. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
3. 業績給は、会社業績と個人業績によって決定する。
4. スtock・オプションは、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
5. 退職慰労金は、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、該当報酬額の一定係数部分と年収ポイント部分の合計値に基づき決定する。
6. 社外取締役の報酬は、市場価値を参考に決定する。

監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

1. 監査役（社外監査役を除く）の報酬については、監査役の協議により、取締役に準じた等級を設け、幹部報酬委員会からの助言を受けて、決定する。監査役制度の理念を踏まえ、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は行わない。
2. スtock・オプションは付与しない。
3. 退職慰労金は支給しない。
4. 社外監査役の報酬は、市場価値を参考に決定する。

株式の保有状況

- イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 23銘柄 11,865百万円
- ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
小野薬品工業(株)	883,600	3,613	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ(株)	949,500	2,833	同上
第一三共(株)	1,600,066	2,569	同上
協和発酵キリン(株)	691,000	538	同上
生化学工業(株)	415,600	432	同上
(株)メディopalホールディングス	347,868	256	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	149	同上
小林製薬(株)	32,524	125	同上
東邦ホールディングス(株)	130,050	117	同上
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	86	同上
(株)スズケン	38,388	84	同上
(株)サンドラッグ	20,736	49	同上
スギホールディングス(株)	12,000	23	同上
アルフレッサ ホールディングス(株)	6,326	20	同上
(株)大木	49,509	17	同上
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	10	同上
(株)ココカラファイン	1,815	3	同上
(株)日販製作所	800	0	同上
(株)杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
美津濃(株)	440,000	155	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
(株)日阪製作所	70,000	70	同上
(株)杉村倉庫	218,000	32	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業(株)	883,600	4,073	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ(株)	949,500	3,123	同上
第一三共(株)	1,600,066	2,412	同上
協和発酵キリン(株)	691,000	635	同上
生化学工業(株)	415,600	383	同上
(株)メディカルホールディングス	353,770	379	同上
東邦ホールディングス(株)	130,050	191	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	160	同上
小林製薬(株)	33,439	138	同上
(株)スズケン	38,388	97	同上
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	90	同上
アルフレッサ ホールディングス(株)	6,326	24	同上
(株)大木	49,509	20	同上
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	9	同上
(株)日阪製作所	800	0	同上
(株)杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
美津濃(株)	440,000	201	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
(株)日阪製作所	70,000	63	同上
(株)杉村倉庫	218,000	34	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、および継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	有限責任 あずさ監査法人
小堀 孝一	
谷 尋史	
田中 久美子	

継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他13名で構成されています。

その他当社定款の定めについて

イ．取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

ハ．取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする旨を定款に定めています。

ニ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	16	50	24
連結子会社	-	-	-	-
計	50	16	50	24

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、サンテン・オイをはじめとする7社は、監査証明業務に基づく報酬として29百万円、非監査業務に基づく報酬として15百万円、合計45百万円を、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して支払っています。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、サンテン・オイをはじめとする9社は、監査証明業務に基づく報酬として29百万円、非監査業務に基づく報酬として15百万円、合計45百万円を、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、国際財務報告基準対応等に関するアドバイザリー業務があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、海外の会社を対象とした財務デュー・ディリジェンス業務等があります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで社内決裁手続きを経て決定しています。また、監査役会の同意を得ています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しています。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	65,558	66,235
受取手形及び売掛金	38,980	37,923 ⁴
有価証券	13,332	12,739
商品及び製品	11,784	14,672
仕掛品	449	600
原材料及び貯蔵品	2,469	2,677
繰延税金資産	1,986	1,921
その他	3,106	3,521
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	137,668	140,288
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,719	41,058
減価償却累計額及び減損損失累計額	27,268	28,251
建物及び構築物(純額)	13,450	12,806
機械装置及び運搬具	11,153	11,363
減価償却累計額及び減損損失累計額	9,520	9,782
機械装置及び運搬具(純額)	1,632	1,581
土地	8,216	8,213
リース資産	233	241
減価償却累計額及び減損損失累計額	47	75
リース資産(純額)	186	166
建設仮勘定	186	1,365
その他	10,937	11,214
減価償却累計額及び減損損失累計額	9,653	9,823
その他(純額)	1,283	1,390
有形固定資産合計	24,956	25,523
無形固定資産		
のれん	-	5,801
仕掛研究開発	-	5,941
ソフトウェア	952	831
その他	39	301
無形固定資産合計	991	12,877
投資その他の資産		
投資有価証券	12,141 ¹	12,411 ¹
繰延税金資産	7,538	6,500
その他	1,505	1,200
投資その他の資産合計	21,185	20,112
固定資産合計	47,133	58,513
資産合計	184,801	198,801

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,031	8,074
未払金	8,444	9,009
未払法人税等	4,631	5,282
賞与引当金	2,712	2,943
その他の引当金	87	81
その他	2,198	2,033
流動負債合計	24,104	27,425
固定負債		
リース債務	152	115
繰延税金負債	20	1,996
退職給付引当金	3,266	3,459
役員退職慰労引当金	453	222
資産除去債務	160	161
その他	238	559
固定負債合計	4,292	6,514
負債合計	28,397	33,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,614	6,694
資本剰余金	7,968	8,049
利益剰余金	147,578	156,030
自己株式	1	4
株主資本合計	162,159	170,770
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	443	51
為替換算調整勘定	5,618	6,306
その他の包括利益累計額合計	6,061	6,255
新株予約権	305	347
純資産合計	156,404	164,861
負債純資産合計	184,801	198,801

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	110,812	114,416
売上原価	34,436	35,385
売上総利益	76,375	79,031
販売費及び一般管理費	1, 2 45,636	1, 2 52,298
営業利益	30,738	26,733
営業外収益		
受取利息	70	80
受取配当金	450	447
保険満期受取金	38	161
生命保険配当金	136	143
為替差益	-	106
その他	314	178
営業外収益合計	1,011	1,119
営業外費用		
支払利息	36	22
為替差損	122	-
その他	106	48
営業外費用合計	265	71
経常利益	31,484	27,780
特別利益		
固定資産処分益	3 8	3 4
投資有価証券売却益	-	57
会員権売却益	7	-
特別利益合計	15	61
特別損失		
固定資産処分損	4 28	4 16
減損損失	-	19
投資有価証券売却損	-	15
投資有価証券評価損	150	-
事務所移転費用	5 134	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	108	-
その他	3	-
特別損失合計	425	51
税金等調整前当期純利益	31,074	27,791
法人税、住民税及び事業税	9,970	9,912
法人税等調整額	229	717
法人税等合計	9,741	10,630
少数株主損益調整前当期純利益	21,333	17,160
当期純利益	21,333	17,160

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	21,333	17,160
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	579	494
為替換算調整勘定	957	688
その他の包括利益合計	1,537	6 194
包括利益	19,796	16,966
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,796	16,966
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	6,538	6,614
当期変動額		
新株の発行	75	80
当期変動額合計	75	80
当期末残高	6,614	6,694
資本剰余金		
当期首残高	7,233	7,968
当期変動額		
新株の発行	75	80
自己株式の処分	659	0
当期変動額合計	735	80
当期末残高	7,968	8,049
利益剰余金		
当期首残高	133,053	147,578
当期変動額		
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	21,333	17,160
当期変動額合計	14,525	8,451
当期末残高	147,578	156,030
自己株式		
当期首残高	4,958	1
当期変動額		
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	4,982	0
当期変動額合計	4,956	2
当期末残高	1	4
株主資本合計		
当期首残高	141,866	162,159
当期変動額		
新株の発行	151	160
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	21,333	17,160
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	5,641	0
当期変動額合計	20,292	8,610
当期末残高	162,159	170,770

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	136	443
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	579	494
当期変動額合計	579	494
当期末残高	443	51
為替換算調整勘定		
当期首残高	4,660	5,618
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	957	688
当期変動額合計	957	688
当期末残高	5,618	6,306
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,524	6,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,537	194
当期変動額合計	1,537	194
当期末残高	6,061	6,255
新株予約権		
当期首残高	260	305
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	41
当期変動額合計	45	41
当期末残高	305	347
純資産合計		
当期首残高	137,603	156,404
当期変動額		
新株の発行	151	160
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	21,333	17,160
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	5,641	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,491	152
当期変動額合計	18,800	8,457
当期末残高	156,404	164,861

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	31,074	27,791
減価償却費	2,976	2,949
減損損失	-	19
退職給付引当金の増減額（は減少）	359	178
受取利息及び受取配当金	521	528
支払利息	36	22
売上債権の増減額（は増加）	3,892	1,037
たな卸資産の増減額（は増加）	1,299	3,294
仕入債務の増減額（は減少）	521	2,033
その他	11	9
小計	29,243	30,219
利息及び配当金の受取額	513	549
利息の支払額	36	16
法人税等の支払額	11,951	9,268
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,769	21,483
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,384	165
定期預金の払戻による収入	3,519	2,781
有価証券の取得による支出	1,488	1,617
有価証券の売却による収入	403	4,850
固定資産の取得による支出	1,650	3,280
固定資産の売却による収入	188	6
投資有価証券の取得による支出	4,296	2,420
投資有価証券の売却による収入	20	377
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 10,804
貸付けによる支出	0	6
貸付金の回収による収入	-	7
その他	13	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,676	10,272
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	258	-
短期借入金の返済による支出	776	-
自己株式の取得による支出	25	2
配当金の支払額	6,808	8,705
その他	5,781	148
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,570	8,559
現金及び現金同等物に係る換算差額	388	98
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,133	2,553
現金及び現金同等物の期首残高	64,348	72,482
現金及び現金同等物の期末残高	1 72,482	1 75,035

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社（14社）を連結しています。連結している子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度より、サンテン・インディア・プライベート・リミテッドおよびサンテン・ホールディングス・イーユー・ピー・ヴィを新たに設立し、また、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスを買収したため、連結の範囲に含めています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連会社 1社（伸晃化学株式会社）

当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンテン・オイ、サンテンファーマ・エービー、サンテン・ゲーエムペーハー、台湾参天製薬股?有限公司および韓国参天製薬株式会社の決算日は、平成24年2月29日であり、また、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスおよび参天製薬（中国）有限公司の決算日は、平成23年12月31日となっています。連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を基礎として連結を行っています。ただし、各連結子会社の決算日から連結決算日平成24年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

次の方法により評価しています。

満期保有目的の債券...償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの...連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの...移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

デリバティブ

時価法により評価しています。

たな卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しています。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

イ 建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの...定率法

平成10年4月1日以降に取得したもの...定額法

ロ 建物以外...定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 31～50年

機械装置及び運搬具 7～8年

その他 4～10年

また、在外連結子会社については、定額法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）...定額法

なお、利用可能期間に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

長期前払費用...均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金

返品損失に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金

(当社および在外連結子会社2社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しています。

(在外連結子会社1社および国内連結子会社1社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

役員退職慰労引当金

当社が取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

ノバガリの買収に伴うのれんについては、その効果が発現すると見積られる期間（10年）で均等償却します。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

【表示方法の変更】

(連結損益及び包括利益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていました「保険満期受取金」は、営業外収益の総額の100分の10以上となったため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた353百万円は、「保険満期受取金」38百万円、「その他」314百万円として組み替えています。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていました「固定資産処分損」は、特別損失の総額の100分の10以上となったため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた31百万円は、「固定資産処分損」28百万円、「その他」3百万円として組み替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローに表示していた「自己株式の処分による収入」は、金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローに表示していた「自己株式の処分による収入」5,641百万円は、「その他」5,781百万円として組み替えています。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	15百万円	15百万円

2 当社は、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を結んでいました。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
コミットメントライン (特定融資枠)契約の総額	16,000百万円	-百万円
借入実行残高	-	-

3 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
従業員(借入債務)	232百万円	180百万円

4 連結会計年度末日受取手形

受取手形は手形交換日をもって決済しています。なお、当連結会計年度の末日は、金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日決済予定の売上債権が期末残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	-百万円	15百万円

5 輸出手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
輸出手形割引高	7百万円	16百万円

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
給料及び手当	8,467百万円	9,195百万円
賞与引当金繰入額	1,511	1,634
退職給付費用	946	1,060
役員退職慰労引当金繰入額	37	69
研究開発費	13,221	17,225

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	13,221百万円	17,225百万円

3 固定資産処分益の主なものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
土地	5百万円	2百万円

4 固定資産処分損の主なものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
工具、器具及び備品	8百万円	9百万円
建物	17	1

5 前連結会計年度における事務所移転費用は、連結子会社である米国子会社サンテン・インクおよびサンテン・ホールディングス・ユーエス・インクの本社所在地移転に伴う費用を計上しています。

6 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	881百万円
組替調整額	57
税効果調整前	824
税効果額	329
その他有価証券評価差額金	494
為替換算調整勘定：	
当期発生額	688
その他の包括利益合計	194

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	86,992	60	-	87,053

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

ストック・オプションの行使による増加 60千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,902,026	8,863	1,910,425	464

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加 8,863株

減少数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少 325株

第三者割当による自己株式の処分による減少 1,910,100株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末		
提出会社	平成12年新株引受権	普通株式	32,600	-	32,600	-	(注)1	
	平成13年新株引受権	普通株式	29,600	-	24,900	4,700		
	平成14年新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000		
	平成15年新株予約権	普通株式	35,800	-	-	35,800		
	平成16年新株予約権	普通株式	44,000	-	4,400	39,600		
	平成17年新株予約権	普通株式	122,700	-	5,200	117,500		
	平成18年新株予約権	普通株式	102,700	-	5,300	97,400		56
	平成19年新株予約権	普通株式	99,300	-	-	99,300		60
	平成20年新株予約権	普通株式	161,700	-	800	160,900		68
	平成21年新株予約権	普通株式	168,400	-	-	168,400		72
平成22年新株予約権	普通株式	-	120,500	-	120,500	48		
合計	-	-	819,800	120,500	73,200	867,100	305	

(注)1 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

2 新株引受権および新株予約権の減少は、権利行使および失効によるものです。

なお、失効による減少は、平成12年新株引受権の減少のうち12,600株です。

3 平成22年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

4 平成12年新株引受権は、権利行使期間が満了しています。

5 平成13年から平成20年の新株引受権および新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

6 平成21年、平成22年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,403	40.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	3,404	40.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,352	50.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	87,053	93	-	87,146

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりです。

ストック・オプションの行使による増加 93千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	464	789	7	1,246

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加 789株

減少数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少 7株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末		
提出会社	平成13年新株引受権	普通株式	4,700	-	4,700	-	(注) 1	
	平成14年新株予約権	普通株式	23,000	-	23,000	-		
	平成15年新株予約権	普通株式	35,800	-	34,900	900		
	平成16年新株予約権	普通株式	39,600	-	8,900	30,700		
	平成17年新株予約権	普通株式	117,500	-	16,500	101,000		
	平成18年新株予約権	普通株式	97,400	-	5,300	92,100		53
	平成19年新株予約権	普通株式	99,300	-	-	99,300		60
	平成20年新株予約権	普通株式	160,900	-	4,100	156,800		66
	平成21年新株予約権	普通株式	168,400	-	-	168,400		72
	平成22年新株予約権	普通株式	120,500	-	-	120,500		48
	平成23年新株予約権	普通株式	-	114,500	-	114,500	46	
合計	-	867,100	114,500	97,400	884,200	347		

（注）1 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

2 新株引受権および新株予約権の減少は、権利行使および失効によるものです。

なお、失効による減少は、平成13年新株引受権の減少のうち3,700株です。

3 平成23年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

4 平成13年新株引受権は、権利行使期間が満了しています。

5 平成14年から平成21年の新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

6 平成22年、平成23年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月22日 定時株主総会	普通株式	4,352	50.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月23日
平成23年11月 1日 取締役会	普通株式	4,356	50.00	平成23年 9月30日	平成23年11月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年 6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,357	50.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び預金勘定	65,558百万円	66,235百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等	2,075	198
償還期間が3ヵ月以内の短期投資 (有価証券)	8,999	8,998
現金及び現金同等物	72,482	75,035

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスを連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	1,170百万円
固定資産	6,251
のれん	6,195
流動負債	339
固定負債	2,319
為替換算調整勘定	2
株式の取得価額	10,954
未払金	31
現金及び現金同等物	118
差引：取得のための支出	10,804

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、医薬品事業における生産設備です。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	126	113	12

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	-	-	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	13	-
1年超	-	-
合計	13	-

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	142	13
減価償却費相当額	133	12
支払利息相当額	1	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	208	200
1年超	306	491
合計	515	692

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

参天製薬グループは、資金運用については安全性・流動性の高い短期の金融資産を中心に運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。デリバティブは、外貨建資産・負債の為替変動リスクなどを回避するために利用し、投機的な取引は一切行いません。

(2) 金融商品の内容およびリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。また、有価証券である債券は、発行体の信用リスクに晒されていますが、格付けの高い発行体のもののみを対象としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金および未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

借入金は、経常的に発生しませんが、状況に応じて営業取引に係る短期の資金調達として利用しています。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めていません(注)3参照)。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	65,558	65,558	-
(2) 受取手形及び売掛金	38,980	38,980	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,372	14,358	14
その他有価証券	10,941	10,941	-
(4) 支払手形及び買掛金	(6,031)	(6,031)	-
(5) 未払金	(8,444)	(8,444)	-
(6) 未払法人税等	(4,631)	(4,631)	-
(7) デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）現金及び預金	66,235	66,235	-
（2）受取手形及び売掛金	37,923	37,923	-
（3）有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	13,237	13,234	3
その他有価証券	11,754	11,754	-
（4）支払手形及び買掛金	(8,074)	(8,074)	-
（5）未払金	(9,009)	(9,009)	-
（6）未払法人税等	(5,282)	(5,282)	-
（7）デリバティブ取引	-	-	-

（注）1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

2 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、ならびに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は市場価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

（4）支払手形及び買掛金、（5）未払金、および（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（7）デリバティブ取引

該当事項はありません。

3 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当連結会計年度 （平成24年3月31日）
非上場株式	138	138
投資事業有限責任組合への出資	22	20
合計	160	158

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（3）有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	65,558	-	-	-
受取手形及び売掛金	38,980	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	9,000	-	-	-
（2）社債	4,300	1,021	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
（1）債券（社債）	-	-	-	-
（2）その他	-	-	-	-
合計	117,839	1,021	-	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	66,235	-	-	-
受取手形及び売掛金	37,923	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	9,000	-	-	-
（2）社債	3,721	500	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
（1）債券（社債）	-	-	-	-
（2）その他	-	-	-	-
合計	116,879	500	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債・地方債等	8,999	8,998	0
	社債	5,373	5,359	13
	その他	-	-	-
	小計	14,372	14,358	14
合計		14,372	14,358	14

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債・地方債等	8,998	8,998	0
	社債	4,239	4,236	2
	その他	-	-	-
	小計	13,237	13,234	3
合計		13,237	13,234	3

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,566	4,057	509
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,566	4,057	509
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,374	7,628	1,254
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,374	7,628	1,254
	合計	10,941	11,685	744

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 145百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,195	4,043	1,152
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	2	2	-
	小計	5,198	4,046	1,152
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,556	7,628	1,072
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,556	7,628	1,072
	合計	11,754	11,674	79

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 143百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	19	0	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	0	-	-
合計	20	0	-

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	78	57	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	0	-	-
合計	79	57	-

5. 売却した満期保有目的の債券

種類	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)			売却の理由
	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	
社債	809	794	15	運用方針に合致しなくなったため

6. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

有価証券について150百万円（その他有価証券の株式 150百万円）減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合には原則減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、時価の回復可能性を考慮して減損処理を行っています。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当社

退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を組み合わせた制度を採用しています。また、退職給付信託を設定しています。

(2) 在外連結子会社2社

キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を組み合わせた制度を採用しています。

(3) 在外連結子会社1社および国内連結子会社1社

退職一時金制度を設けています。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ 退職給付債務(百万円)	14,187	14,926
ロ 年金資産残高(百万円)	9,795	10,286
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)(百万円)	4,392	4,639
ニ 未認識数理計算上の差異(百万円)	1,126	1,180
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)(百万円)	3,266	3,459

(注) 在外連結子会社1社および国内連結子会社1社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
イ 勤務費用(百万円)	920	895
ロ 利息費用(百万円)	275	279
ハ 期待運用収益(百万円)	194	198
ニ 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	168	182
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)(百万円)	1,170	1,158
ヘ その他(百万円)	791	862
計(ホ+ヘ)(百万円)	1,962	2,021

(注) 1 簡便法を採用している国内連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しています。

2 「ヘ その他」は確定拠出年金への掛金支払額です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として2.00%	主として2.00%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として2.00%	主として2.00%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の連結会計年度から費用処理しています。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株式報酬費用	48	46

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月26日	平成15年6月26日	平成16年6月25日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6 執行役員8	当社取締役5 当社執行役員7 主要海外子会社の取締役2	当社取締役5 当社執行役員5 重要な海外子会社の取締役2	当社取締役5 当社執行役員4 重要な海外子会社の取締役2	当社取締役8 当社執行役員5 重要な海外子会社の取締役2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,000	普通株式 92,000	普通株式 137,600	普通株式 78,200	普通株式 129,200
付与日	平成13年7月9日	平成14年7月5日	平成15年7月4日	平成16年7月5日	平成17年7月4日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成15年6月29日 ~ 平成23年6月27日	平成16年6月27日 ~ 平成24年6月25日	平成17年6月27日 ~ 平成25年6月25日	平成18年6月26日 ~ 平成26年6月24日	平成19年6月25日 ~ 平成27年6月23日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月27日	平成19年6月26日	平成20年6月25日	平成21年6月24日	平成22年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7 当社執行役員8	当社取締役4 当社執行役員8	当社取締役4 当社執行役員8	当社取締役4 当社執行役員8	当社取締役4 当社執行役員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 102,700	普通株式 99,300	普通株式 161,700	普通株式 168,400	普通株式 120,500
付与日	平成18年7月4日	平成19年7月3日	平成20年7月2日	平成21年7月3日	平成22年7月6日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成20年6月28日 ~ 平成28年6月24日	平成21年6月27日 ~ 平成29年6月26日	平成22年6月28日 ~ 平成30年6月25日	平成23年6月27日 ~ 平成31年6月24日	平成24年6月25日 ~ 平成32年6月23日

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社執行役員7
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 114,500
付与日	平成23年7月5日
権利確定条件	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成25年6月24日 ~ 平成33年6月22日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月26日	平成15年6月26日	平成16年6月25日	平成17年6月24日
権利確定前					
期首(株)	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
期首(株)	4,700	23,000	35,800	39,600	117,500
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	1,000	23,000	34,900	8,900	16,500
失効(株)	3,700	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	900	30,700	101,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月27日	平成19年6月26日	平成20年6月25日	平成21年6月24日	平成22年6月23日
権利確定前					
期首(株)	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
期首(株)	97,400	99,300	160,900	168,400	120,500
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	5,300	-	4,100	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	92,100	99,300	156,800	168,400	120,500

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年6月22日
権利確定前	
期首(株)	-
付与(株)	114,500
失効(株)	-
権利確定(株)	114,500
未確定残(株)	-
権利確定後	
期首(株)	-
権利確定(株)	114,500
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	114,500

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年 6月28日	平成14年 6月26日	平成15年 6月26日	平成16年 6月25日	平成17年 6月24日
権利行使価格(円)	2,299	1,326	1,176	1,743	2,480
行使時平均株価(円)	3,160	3,095	3,094	3,129	3,163
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月26日	平成20年 6月25日	平成21年 6月24日	平成22年 6月23日
権利行使価格(円)	2,715	3,050	2,734	2,920	3,170
行使時平均株価(円)	3,101	-	3,110	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	579.05	609.45	423.16	427.73	403.71

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 6月22日
権利行使価格(円)	3,230
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な 評価単価(円)	402.99

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性 21%

平成17年 6月30日～平成23年 6月30日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 6年

合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

予想配当 50円/株

平成23年 3月期の配当実績によっています。

無リスク利率 0.6%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	3,148百万円	5,604百万円
退職給付引当金	2,860	2,633
税務上の繰延資産	1,997	1,278
減価償却超過額	925	893
賞与引当金	935	876
前渡金	-	812
未払事業税	385	417
その他有価証券評価差額金	301	-
役員退職慰労引当金	183	79
施設利用権評価損	66	58
投資有価証券評価損	64	56
たな卸資産評価減	59	30
減損損失	188	17
その他	1,493	1,419
繰延税金資産小計	12,608	14,178
評価性引当額	3,012	5,682
繰延税金資産合計	9,596	8,495
繰延税金負債		
仕掛研究開発	-	1,980
特別償却準備金	56	32
その他	36	58
繰延税金負債合計	92	2,070
繰延税金資産(負債)の純額	9,504	6,424

(注) 前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,986百万円	1,921百万円
固定資産 - 繰延税金資産	7,538	6,500
固定負債 - 繰延税金負債	20	1,996

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.4%	40.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.1
試験研究費等の税額控除	4.3	6.3
子会社との税率差異	0.5	0.3
税率変更の影響	-	2.7
評価性引当金の増減	5.2	0.3
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3	38.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.86%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.48%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は632百万円減少し、法人税等調整額の借方が635百万円増加し、その他有価証券評価差額金が3百万円増加しています。

(企業結合等関係)

[取得による企業結合]

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ノバガリ・ファーマ・エス・エー

事業の内容 眼科用医薬品の開発、販売

企業結合を行った主な理由

ノバガリは、ドライアイ領域における眼科用医薬品の研究開発を展開する製薬企業であり、一般用医薬品の販売も行っています。当社は、ノバガリの有する高い研究開発力と製剤技術力に着目しました。

特にノバガリが保有する、Novasorb技術(*)を含む優れた製剤技術を獲得する事により、当社の開発品の臨床効果の向上を図ることが可能となり、当社の競争力向上のためには、ノバガリの買収が最適な選択肢であると判断しました。また同社が現在開発中のCyclokat(シクロカット、一般名:シクロスポリン)は、前述のNovasorb技術を使用した、ドライアイ領域では世界的に数少ない後期開発品であり、今後、欧州市場における初の医療用ドライアイ治療剤としての上市が期待できる事により、当社が重点地域とする欧州を含む海外事業の強化が図れると考えています。

* 乳化点眼剤に正電荷を付与する技術で、それにより薬剤の眼表面滞留性と眼内移行性を高めるためのもの

企業結合日

平成23年10月11日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

ノバガリ・ファーマ・エス・エー

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてノバガリの株式の100%を取得したためです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年10月11日から平成23年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 10,401百万円

取得に直接要した費用 552百万円

取得原価 10,954百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

6,195百万円

発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

償却方法及び償却期間

10年間にわたって均等償却します。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産 1,170 百万円

固定資産 12,446 百万円

資産合計 13,617 百万円

流動負債 339 百万円

固定負債 2,319 百万円

負債合計 2,659 百万円

6. 取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
仕掛研究開発	6,169 百万円	利用可能期間

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に及ぼす影響の概算額

当該影響の概算額は軽微であるため、記載を省略しています。

(注) ノバガリは、平成24年3月、会社形態の変更により、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスとなりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

参天製薬グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている構成単位から、参天製薬グループが主な事業内容としている医薬品の製造・販売を中心とする「医薬品事業」に係るものを集約したものです。

「医薬品事業」では、医療用および一般用医薬品の製造・販売を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね一致しています。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額	連結財務諸表
	医薬品	(注)1			
売上高					
外部顧客への売上高	108,575	2,236	110,812	-	110,812
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	122	122	122	-
計	108,575	2,358	110,934	122	110,812
セグメント利益	30,517	221	30,738	-	30,738
セグメント資産	90,067	1,813	91,881	92,920	184,801
その他の項目					
減価償却費	2,901	74	2,976	-	2,976
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,142	44	2,187	-	2,187

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 セグメント資産の調整額92,920百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金(現金及び預金、有価証券、投資有価証券)および繰延税金資産です。

3 減価償却費と有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれています。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額
	医薬品	(注) 1			
売上高					
外部顧客への売上高	111,846	2,570	114,416	-	114,416
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	113	113	113	-
計	111,846	2,683	114,530	113	114,416
セグメント利益	26,684	48	26,733	-	26,733
セグメント資産	106,534	2,126	108,661	90,140	198,801
その他の項目					
減価償却費	2,717	69	2,787	-	2,787
のれんの償却額	162	-	162	-	162
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,902	69	15,971	-	15,971

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 セグメント資産の調整額90,140百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（現金及び預金、有価証券、投資有価証券）および繰延税金資産です。

3 減価償却費と有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医薬品				その他		合計
	医療用医薬品			一般用医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上高	90,797	9,833	3,221	4,723	2,224	11	110,812

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	欧州	北米	アジア	その他	計
92,549	8,516	3,069	6,667	8	110,812

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	欧州	北米	アジア	計
20,938	1,961	477	1,577	24,956

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)スズケン	21,465	医薬品
(株)メディセオ	20,712	医薬品
東邦薬品(株)	11,567	医薬品

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医薬品				その他		合計
	医療用医薬品			一般用医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上高	93,620	9,987	3,641	4,597	2,558	11	114,416

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	欧州	北米	アジア	その他	計
95,374	8,880	3,450	6,705	5	114,416

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	欧州	北米	アジア	計
21,157	2,245	635	1,485	25,523

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)スズケン	23,296	医薬品
(株)メディセオ	20,392	医薬品
東邦薬品(株)	11,824	医薬品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

医薬品	その他	調整額	合計
19	-	-	19

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	医薬品	その他	調整額	合計
当期償却額	162	-	-	162
当期末残高	5,801	-	-	5,801

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,793円15銭	1株当たり純資産額	1,887円81銭
1株当たり当期純利益	249円71銭	1株当たり当期純利益	196円96銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	249円42銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	196円76銭

(注) 1 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	21,333	17,160
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	21,333	17,160
普通株式の期中平均株式数(千株)	85,433	87,126
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	100	87
(うち新株引受権(千株))	(3)	(0)
(うち新株予約権(千株))	(97)	(87)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権219,800株です。この詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しています。	会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権235,000株です。この詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当連結会計年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	156,404	164,861
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	305	347
(うち新株予約権(百万円))	(305)	(347)
普通株式に係る純資産額(百万円)	156,098	164,514
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	87,052	87,145

(重要な後発事象)

〔バイエル薬品株式会社(本社:大阪市、以下「バイエル薬品」)とのライセンス契約〕

当社は、平成24年4月27日開催の当社取締役会において、バイエル薬品が滲出型加齢黄斑変性(wet AMD)の治療薬として厚生労働省に製造販売承認申請中であるVEGF Trap-Eye(アフリベルセプト硝子体内注射液)について、平成24年5月7日に日本国内における販売提携に関する契約を締結することを決定しました。当社は、この契約により、治療薬が未充足であるwet AMDを含む後眼部領域にVEGF Trap-Eyeという優れた製品が新たに加わることで、患者さんの治療ニーズに応えるとともに、患者さんのQOL(Quality of Life:生活の質)向上に、より一層貢献できることを期待しています。

当契約の内容は次のとおりです。

バイエル薬品が厚生労働省からの製造販売の承認取得後、当社の医薬情報担当者(MR)はバイエル薬品と共同で、VEGF Trap-Eyeの情報提供活動を開始します。

当製品の製造販売元はバイエル薬品、発売元は当社となります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	5	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	36	42	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	64	-	平成27年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	152	115	-	平成31年9月30日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	188	227	-	-

(注) 1 1年以内に返済予定の長期借入金および長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の当期末残高は無利息の借入金です。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	29	20	15	-
リース債務	35	31	29	4

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	27,850	56,789	86,438	114,416
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	8,182	15,088	23,066	27,791
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	5,526	9,905	14,766	17,160
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	63.43	113.70	169.49	196.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	63.43	50.27	55.79	27.47

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	59,238	57,662
受取手形	963	4 611
売掛金	36,182	35,772
有価証券	13,332	12,736
商品及び製品	10,301	12,828
仕掛品	54	45
原材料及び貯蔵品	2,057	2,072
前渡金	817	942
前払費用	805	502
繰延税金資産	1,931	1,840
その他	1,152	2,441
貸倒引当金	0	264
流動資産合計	126,837	127,192
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 34,774	1 34,991
減価償却累計額及び減損損失累計額	24,003	24,824
建物(純額)	10,771	10,167
構築物	1,556	1,550
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,348	1,362
構築物(純額)	207	188
機械及び装置	8,647	8,629
減価償却累計額及び減損損失累計額	7,728	7,746
機械及び装置(純額)	918	882
車両運搬具	87	87
減価償却累計額及び減損損失累計額	85	87
車両運搬具(純額)	2	0
工具、器具及び備品	9,486	9,640
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,624	8,704
工具、器具及び備品(純額)	861	936
土地	8,013	8,013
リース資産	28	28
減価償却累計額及び減損損失累計額	8	14
リース資産(純額)	19	13
建設仮勘定	9	870
有形固定資産合計	20,804	21,072
無形固定資産		
特許権	0	0
商標権	5	4
ソフトウェア	772	641
その他	26	258
無形固定資産合計	805	904

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	12,117	12,387
関係会社株式	14,080	25,168
出資金	1	1
関係会社出資金	3,747	3,747
長期前払費用	446	403
繰延税金資産	5,647	4,904
その他	907	645
投資その他の資産合計	36,947	47,258
固定資産合計	58,556	69,234
資産合計	185,394	196,427
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,728	7,766
リース債務	6	6
未払金	8,427	8,635
未払費用	197	58
未払法人税等	4,580	5,260
未払消費税等	515	343
預り金	109	114
賞与引当金	2,308	2,309
返品調整引当金	87	81
流動負債合計	21,960	24,577
固定負債		
リース債務	14	8
退職給付引当金	3,203	3,367
役員退職慰労引当金	453	222
資産除去債務	160	161
固定負債合計	3,832	3,761
負債合計	25,792	28,338

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,614	6,694
資本剰余金		
資本準備金	7,309	7,389
その他資本剰余金		
自己株式処分差益	659	659
資本剰余金合計	7,968	8,049
利益剰余金		
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金		
退職給与積立金	372	372
特別償却準備金	82	53
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	54,043	61,865
利益剰余金合計	145,158	152,951
自己株式	1	4
株主資本合計	159,739	167,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	443	51
評価・換算差額等合計	443	51
新株予約権	305	347
純資産合計	159,602	168,089
負債純資産合計	185,394	196,427

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	72,210	74,397
商品他売上高	27,303	28,803
売上高合計	99,514	103,200
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	8,917	9,673
当期商品仕入高	14,335	16,375
当期製品製造原価	16,482	17,317
合計	39,735	43,366
他勘定振替高	₁ 120	₁ 198
他勘定受入高	₂ 905	₂ 1,300
商品及び製品期末たな卸高	9,673	12,121
売上原価合計	30,846	32,347
売上総利益	68,667	70,853
返品調整引当金戻入額	-	5
返品調整引当金繰入額	5	-
差引売上総利益	68,661	70,859
販売費及び一般管理費	_{3, 4} 39,822	_{3, 4} 44,054
営業利益	28,839	26,804
営業外収益		
受取利息	4	5
有価証券利息	14	17
受取配当金	449	446
為替差益	-	104
保険満期受取金	38	161
生命保険配当金	136	143
その他	224	146
営業外収益合計	869	1,025
営業外費用		
支払利息	16	16
為替差損	54	-
その他	33	37
営業外費用合計	104	53
経常利益	29,604	27,776
特別利益		
固定資産処分益	₅ 8	₅ 4
投資有価証券売却益	-	57
会員権売却益	7	-
特別利益合計	15	61

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	-	264
投資有価証券評価損	150	-
関係会社株式評価損	-	616
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	108	-
その他	27	49
特別損失合計	286	929
税引前当期純利益	29,333	26,907
法人税、住民税及び事業税	9,907	9,901
法人税等調整額	892	504
法人税等合計	10,799	10,405
当期純利益	18,534	16,502

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費	1	9,450	53.4	10,577	56.5
労務費		4,102	23.2	4,237	22.6
経費		4,128	23.4	3,919	20.9
当期総製造費用		17,681	100.0	18,734	100.0
仕掛品期首たな卸高	2	53		54	
半製品期首たな卸高		529		628	
合計		18,264		19,417	
他勘定より振替高		85		202	
他勘定へ振替高		1,183		1,550	
仕掛品期末たな卸高		54		45	
半製品期末たな卸高		628		706	
当期製品製造原価		16,482		17,317	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は組別工程別総合原価計算(標準原価計算)です。

(注) 1 経費の主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
減価償却費(百万円)	1,165	1,061
修繕料(百万円)	778	834
水道光熱費(百万円)	652	694

2 他勘定へ振替高の主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
半製品売上原価(百万円)	903	1,300

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	6,538	6,614
当期変動額		
新株の発行	75	80
当期変動額合計	75	80
当期末残高	6,614	6,694
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,233	7,309
当期変動額		
新株の発行	75	80
当期変動額合計	75	80
当期末残高	7,309	7,389
その他資本剰余金		
当期首残高	0	659
当期変動額		
自己株式の処分	659	0
当期変動額合計	659	0
当期末残高	659	659
資本剰余金合計		
当期首残高	7,233	7,968
当期変動額		
新株の発行	75	80
自己株式の処分	659	0
当期変動額合計	735	80
当期末残高	7,968	8,049
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,551	1,551
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,551	1,551
その他利益剰余金		
退職給与積立金		
当期首残高	372	372
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	372	372
特別償却準備金		
当期首残高	124	82
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	41	28
当期変動額合計	41	28
当期末残高	82	53

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
別途積立金		
当期首残高	89,109	89,109
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	89,109	89,109
繰越利益剰余金		
当期首残高	42,276	54,043
当期変動額		
剰余金の配当	6,808	8,708
特別償却準備金の取崩	41	28
当期純利益	18,534	16,502
当期変動額合計	11,767	7,822
当期末残高	54,043	61,865
利益剰余金合計		
当期首残高	133,432	145,158
当期変動額		
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	18,534	16,502
当期変動額合計	11,725	7,793
当期末残高	145,158	152,951
自己株式		
当期首残高	4,958	1
当期変動額		
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	4,982	0
当期変動額合計	4,956	2
当期末残高	1	4
株主資本合計		
当期首残高	142,246	159,739
当期変動額		
新株の発行	151	160
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	18,534	16,502
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	5,641	0
当期変動額合計	17,493	7,951
当期末残高	159,739	167,691

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	136	443
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	579	494
当期変動額合計	579	494
当期末残高	443	51
評価・換算差額等合計		
当期首残高	136	443
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	579	494
当期変動額合計	579	494
当期末残高	443	51
新株予約権		
当期首残高	260	305
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	41
当期変動額合計	45	41
当期末残高	305	347
純資産合計		
当期首残高	142,643	159,602
当期変動額		
新株の発行	151	160
剰余金の配当	6,808	8,708
当期純利益	18,534	16,502
自己株式の取得	25	2
自己株式の処分	5,641	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	534	536
当期変動額合計	16,958	8,487
当期末残高	159,602	168,089

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券.....償却原価法
- (2) 子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しています。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 評価基準

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しています。

- (2) 評価方法

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品.....総平均法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの.....定率法

平成10年4月1日以降に取得したもの.....定額法

建物以外.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）.....定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- (4) 長期前払費用.....均等償却

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

- (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

- (3) 返品調整引当金

返品損失に備えるため引当てたもので、当事業年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理しています。

(5) 役員退職慰労引当金

取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当事業年度末の要支給額の100%を計上しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていました「保険満期受取金」は、営業外収益の総額の100分の10以上となったため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた263百万円は、「保険満期受取金」38百万円、「その他」224百万円として組み替えています。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しています。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 過年度に取得した建物の取得原価から圧縮記帳額16百万円が控除されています。

2 当社は、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を結んでいました。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
コミットメントライン (特定融資枠)契約の総額	16,000百万円	-百万円
借入実行残高	-	-

3 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
従業員(借入債務)	232百万円	180百万円

4 事業年度末日受取手形

受取手形は手形交換日をもって決済しています。なお、当事業年度の末日は、金融機関の休日であったため、次の事業年度末日決済予定の売上債権が期末残高に含まれています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	-百万円	15百万円

5 輸出手形割引高

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
輸出手形割引高	7百万円	16百万円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の主なものは次のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
商製品の廃棄	74百万円	105百万円
広告宣伝費	20	69

2 他勘定受入高の主なものは次のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
半製品売上原価	903百万円	1,300百万円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度56%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費	2,983百万円	3,410百万円
給料及び手当	6,896	7,099
賞与引当金繰入額	1,356	1,310
退職給付費用	876	875
役員退職慰労引当金繰入額	37	72
旅費交通費	2,294	2,425
減価償却費	378	401
研究開発費	13,904	18,096

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	13,904百万円	18,096百万円

5 固定資産処分益の主なものは次のとおりです。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
土地	5百万円	2百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,902,026	8,863	1,910,425	464

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 8,863株

減少数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少 325株

第三者割当による自己株式の処分による減少 1,910,100株

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	464	789	7	1,246

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 789株

減少数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少 7株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として研究開発に係る器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	126	113	12

(単位：百万円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	-	-	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	13	-
1年超	-	-
合計	13	-

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	142	13
減価償却費相当額	133	12
支払利息相当額	1	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	3	3
1年超	8	7
合計	11	11

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式および関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式14,064百万円、関連会社株式15百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式および関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式25,152百万円、関連会社株式15百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,846百万円	2,617百万円
関係会社株式評価損	2,163	2,116
税務上の繰延資産	1,980	1,269
賞与引当金	933	874
前渡金	-	812
未払事業税	385	417
その他有価証券評価差額金	301	-
その他	1,575	1,078
繰延税金資産小計	10,184	9,188
評価性引当額	2,538	2,372
繰延税金資産合計	7,646	6,815
繰延税金負債		
特別償却準備金	56	32
その他有価証券評価差額金	-	28
その他	11	10
繰延税金負債合計	67	70
繰延税金資産(負債)の純額	7,578	6,744

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.7
試験研究費等の税額控除	4.5	5.8
住民税均等割	0.3	0.3
税率変更の影響	-	2.4
評価性引当金の増減	-	0.6
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	38.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.86%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.48%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は632百万円減少し、法人税等調整額の借方が635百万円増加し、その他有価証券評価差額金が3百万円増加しています。

（企業結合等関係）

[取得による企業結合]

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,829円89銭	1株当たり純資産額	1,924円85銭
1株当たり当期純利益	216円94銭	1株当たり当期純利益	189円40銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	216円69銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	189円21銭

(注) 1 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	18,534	16,502
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	18,534	16,502
普通株式の期中平均株式数(千株)	85,433	87,126
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	100	87
(うち新株引受権(千株))	(3)	(0)
(うち新株予約権(千株))	(97)	(87)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権219,800株です。この詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しています。	会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権235,000株です。この詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	159,602	168,089
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	305	347
(うち新株予約権(百万円))	(305)	(347)
普通株式に係る純資産額(百万円)	159,296	167,742
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	87,052	87,145

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		投資有価証券	その他 有価証券	小野薬品工業(株)
		エーザイ(株)	949,500	3,123
		第一三共(株)	1,600,066	2,412
		協和発酵キリン(株)	691,000	635
		生化学工業(株)	415,600	383
		(株)メディカルホールディングス	353,770	379
		東邦ホールディングス(株)	130,050	191
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	160
		小林製薬(株)	33,439	138
		(株)スズケン	38,388	97
		(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	90
		その他(12銘柄)	186,310	178
		計	5,798,738	11,865

【債券】

		銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
		有価証券	満期保有 目的の債券	第248回国庫短期証券
		第252回国庫短期証券	900	899
		第257回国庫短期証券	900	899
		第260回国庫短期証券	900	899
		第267回国庫短期証券	900	899
		第261回国庫短期証券	900	899
		第262回国庫短期証券	900	899
		第264回国庫短期証券	900	899
		第265回国庫短期証券	900	899
		第268回国庫短期証券	900	899
		阪神高速道路(株)第2回普通社債	500	504
		西日本高速道路(株)第7回普通社債	500	500
		東日本高速道路(株)第7回普通社債	500	500
		日本たばこ産業(株)第4回普通社債	400	401
		大阪瓦斯(株)第17回普通社債	400	401
		東邦瓦斯(株)第26回普通社債	300	300
		中国電力(株)第337回普通社債	221	222
		成田国際空港(株)第4回新東京国際空港債券	200	201
		日本電信電話(株)第46回電信電話債券	200	201
		阪神高速道路(株)第1回普通社債	100	101
		日本電信電話(株)第47回電信電話債券	100	100
		東日本旅客鉄道(株)第25回普通社債	100	100
		東北電力(株)第446回普通社債	100	100
		西日本高速道路(株)第8回普通社債	100	100
		小計	12,721	12,736
投資有価証券	満期保有 目的の債券	東日本高速道路(株)第9回普通社債	400	400
		西日本高速道路(株)第10回普通社債	100	100
		小計	500	501
		計	13,221	13,237

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
		投資有価証券	その他 有価証券	（投資事業有限責任組合への出資） その他投資事業有限責任組合（2銘柄）
		計	11	20

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	34,774	246	29	34,991	24,824	848 (19)	10,167
構築物	1,556	7	13	1,550	1,362	26	188
機械及び装置	8,647	340	358	8,629	7,746	370	882
車両運搬具	87	-	-	87	87	1	0
工具、器具及び備品	9,486	631	477	9,640	8,704	549	936
土地	8,013	-	0	8,013	-	-	8,013
リース資産	28	-	-	28	14	6	13
建設仮勘定	9	948	87	870	-	-	870
有形固定資産計	62,603	2,175	966	63,812	42,739	1,803 (19)	21,072
無形固定資産							
特許権	1,215	0	0	1,215	1,215	-	0
商標権	1,234	0	-	1,234	1,230	1	4
ソフトウェア	5,483	265	60	5,687	5,046	396	641
その他	1,336	441	208	1,569	1,310	0	258
無形固定資産計	9,269	706	269	9,706	8,802	398	904
長期前払費用	12,363	33	22	12,373	11,969	52	403
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当期末減価償却累計額又は償却累計額の欄には、減損損失累計額が含まれています。

2 当期償却額の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	264	-	0	264
賞与引当金	2,308	2,309	2,308	-	2,309
返品調整引当金	87	81	-	87	81
役員退職慰労引当金	453	72	303	-	222

(注) 貸倒引当金および返品調整引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産

イ. 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	2
預金	
振替貯金	8
当座預金	50,340
普通預金	7,092
別段預金	4
外貨預金	215
計	57,660
合計	57,662

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
泰俊製薬	392
(株)リイツ・メディカル	90
(株)JAMCON	32
PT.FERRON PAR PHARMACEUTICALS	16
(株)平和医用商会	11
その他	68
合計	611

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年4月満期	154
" 5月 "	114
" 6月 "	161
" 7月 "	99
" 8月 "	33
" 9月 "	49
合計	611

八. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)スズケン	9,044
(株)メディセオ	8,301
東邦薬品(株)	4,468
アルフレッサ(株)	3,498
(株)アステム	1,551
その他	8,906
合計	35,772

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (カ月) $(D) \div \frac{(B)}{12}$
36,182	113,642	114,052	35,772	76.1	3.8

(注) 上記金額には、消費税等を含んでいます。

二. たな卸資産

商品及び製品

区分	商品 (百万円)	製品 (百万円)	半製品 (百万円)	合計
医療用医薬品	4,131	5,995	632	10,759
一般用医薬品	-	1,089	73	1,163
医療機器	0	905	-	905
合計	4,131	7,990	706	12,828

仕掛品

区分	金額(百万円)
医療用医薬品	43
一般用医薬品	2
合計	45

原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
貯蔵品	
医療用医薬品	88
一般用医薬品	1
医療機器	4
小計	94
原材料	
原料	1,525
容器包装材料	452
小計	1,978
合計	2,072

ホ. 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
(株)クレール	90
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク	3,238
サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィ	5
サンテン・オイ	9,947
ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス	11,613
サンテンファーマ・エービー	112
韓国参天製薬(株)	0
台湾参天製薬股?有限公司	60
サンテン・インドア・プライベート・リミテッド	85
伸晃化学(株)	15
合計	25,168

負債
 買掛金

相手先	金額(百万円)
M S D(株)	3,300
生化学工業(株)	763
ファイザー(株)	664
ヤンセンファーマ(株)	620
(株)アールテック・ウエノ	311
その他	2,106
合計	7,766

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.santen.co.jp/jp/pn
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を当社に対して売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並 びに確認書	(第99期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月22日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類	(第99期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月22日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書		(企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第2号 の2(当社ストックオプション 制度に基づく新株予約権の 発行)の規定に基づくもの)	平成23年6月22日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書		(企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第9号 の2(株主総会における議決 権行使の結果)の規定に基づ くもの)	平成23年6月23日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の 訂正報告書			平成23年7月5日 関東財務局長に提出
「平成23年6月22日提出の臨時報告書」に係る訂正報告書			
(6) 四半期報告書 及び確認書	(第100期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月5日 関東財務局長に提出
	(第100期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月4日 関東財務局長に提出
	(第100期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月20日

参天製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 久美子

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、参天製薬株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、参天製薬株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

参天製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 久美子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。